

# 平成18年度予算編成の基本的考え方について

平成17年6月6日  
財政制度等審議会

# 平成18年度予算編成の基本的考え方について

平成17年6月6日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長

貝塚 啓明

財政制度等審議会・財政制度分科会は、平成18年度予算編成の基本的考え方について、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要望する。

財政制度等審議会 財政制度分科会、  
歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同会議名簿

(平成17年6月6日現在)

[財政制度等審議会会長]	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
[財政制度分科会長 兼 歳出合理化部会長]	西室 泰三	(株)東芝取締役会長
[財政構造改革部会長]	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
[委 員]	板垣 信幸	日本放送協会解説委員
	井上 礼之	ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO
	○ 岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
	幸田 真音	作家
	河野 栄子	(株)リクルート取締役会長兼取締役会議長
	笹森 清	日本労働組合総連合会会長
	柴田 昌治	日本ガイシ(株)代表取締役会長
	竹中 ナミ	(社福)プロップ・ステーション理事長
	○ 田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院長
	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
	寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 桂子	(株)JT生命誌研究館館長

<分科会、歳出合理化部会  
及び財政構造改革部会>

[臨時委員]	○ 井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	岩田 一政	日本銀行副総裁
	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
	勝俣 恒久	東京電力(株)取締役社長
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
	木村 陽子	地方財政審議会委員
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授

嶋津 昭	市町村職員中央研修所学長
○ 富田 俊基	中央大学法学部教授
糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
野中 ともよ	ジャーナリスト
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
松井 義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
三村 明夫	新日本製鐵(株)代表取締役社長
宮本 勝浩	公立大学法人大阪府立大学理事
望月 薫雄	住宅金融公庫総裁
保田 博	関西電力(株)顧問
山口 剛彦	独立行政法人福祉医療機構理事長
吉川 洋	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
吉田 和男	国立大学法人京都大学大学院経済学研究科教授
[専門委員]	
秋山 喜久	関西電力(株)代表取締役会長
五十畑 隆	(株)産業経済新聞社客員論説委員
石 弘光	中央大学総合政策学部教授
今井 敬	新日本製鐵(株)相談役名誉会長
岩本 康志	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
田中 豊蔵	元(株)朝日新聞社論説主幹
田中 直毅	経済評論家
俵 孝太郎	評論家
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
吉野 良彦	(財)トラスト60会長
渡辺 恒雄	(株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

(注1) 上記は五十音順。

(注2) ○は建議の起草検討委員。

財政制度等審議会・財政制度分科会 並びに  
歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同部会  
審議経過

<p>平成17年 2月9日(水) 財政制度分科会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本国債のIR活動報告</li> <li>○ 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算等について</li> <li>○ 平成17年度の特別会計予算について</li> <li>○ 国民負担率について</li> <li>○ 当面の運営方針について</li> </ul>
<p>4月13日(水) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政をめぐる議論について 一経済財政諮問会議における議論 一経済同友会「今後10年間の日本経済のシミュレーション」</li> <li>○ 平成17年度予算における建議の反映状況について</li> <li>○ 今後の取り進め方について</li> </ul>
<p>4月21日(木) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間団体からのヒアリング 一野村證券「中期経済予測(2005-2010)」</li> <li>○ 日本21世紀ビジョンについて</li> <li>○ 委員からのプレゼンテーション 一井堀委員「財政再建と歳出削減：受益と負担のリンク」</li> </ul>
<p>5月16日(月) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政の長期試算</li> </ul>
<p>5月20日(金) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障</li> </ul>
<p>5月23日(月) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業</li> <li>○ 公務員人件費</li> <li>○ その他歳出分野</li> </ul>
<p>5月31日(火) 合同部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建議(素案)審議</li> </ul>
<p>6月6日(月) 財政制度分科会 合同部会合同会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建議(案)について</li> </ul>

# 目 次

はじめに	1
I. 中長期的な我が国財政の在り方	
1. 財政健全化の必要性	2
2. 財政健全化に向けた基本的考え方	3
3. 歳出改革の基本姿勢	5
II. 各歳出分野における歳出改革方策	
1. 社会保障	9
2. 地方財政	17
3. 公共事業	19
4. 文教・科学技術	21
5. 防 衛	23
6. 政府開発援助（ODA）	24
7. 農林水産	24
8. エネルギー対策	25
9. 中小企業対策	25
10. 治安対策・司法制度改革	26

## (参 考)

1. 資 料
2. 「平成18年度予算編成の基本的考え方について」のポイント

## はじめに

人口高齢化やグローバル化が進展する中で、現在の景気回復を長期にわたり活力ある経済へと持続・発展させていくために財政が如何にあるべきか、これは今後の我が国の姿を考える上で極めて重要な課題である。我々はこうした問題意識の下、昨秋、我が国財政の在り方について重点的な審議を行い、「平成17年度予算の編成等に関する建議」（平成16年11月19日、以下「11月建議」）において、民需主導の持続的経済成長のためには財政健全化が極めて重要であるとの基本的考え方を提示した。また、国の一般会計に係る長期試算に基づき、大幅な基礎的財政収支赤字を解消するためには、歳出・歳入両面からの財政構造改革が必要であるとの提言も行った。

この基本的な考え方を踏まえ、平成17年度予算において、歳出面では、歳出改革路線を堅持・強化するとの方針の下、一般歳出を三年ぶりに前年度以下の水準に抑制するとともに、歳入面では、景気対策のための臨時異例の措置として継続されてきた定率減税を縮減する等の措置を講じた。これに加えて、景気回復に伴う増収見込みも相俟って、新規国債発行額は四年ぶりに前年度よりも減額され、また、一般会計の基礎的財政収支も昨年度に引き続き改善した。しかし、公債残高は平成17年度末において538兆円に上ると見込まれるなど、我が国の財政は引き続き非常に厳しい状況にあり、依然としてその「信認」が問われている〔資料I-1参照〕。巨額の公債残高が国民の間に財政の持続可能性に対する懸念と将来への不安を強めることとなれば、景気に悪影響を与えかねない。

こうした状況を踏まえ、財政制度等審議会財政制度分科会は、我が国財政の中長期的な在り方と歳出改革の基本的考え方について更に議論を深め、その審議結果をここにとりまとめた。本建議を踏まえ、政府は財政健全化に向け、歳出・歳入両面における改革に全力で取り組むべきである。

## I. 中長期的な我が国財政の在り方

### 1. 財政健全化の必要性

昨秋の「11月建議」においては、我が国財政の在り方について、4つの視点（国民の不安解消の視点、構造改革の視点、円滑な資金の流れの視点、及び財政への信認・信頼の視点）に基づき検討し、我が国経済の民需主導の持続的な成長のためには財政の健全化が極めて重要であるとの考え方を示した。これを踏まえ、少子高齢化等の大きな構造変化が進む中で、我が国社会経済のために財政が如何にあるべきか、更に掘り下げた審議を行った。

世界的に例を見ないスピードで少子高齢化が進展する中で、我が国経済が直面する最も大きな構造変化の一つが、これまで我が国の潤沢な資金供給を支えていた家計部門において、貯蓄率が今後も趨勢的に低下していくと見込まれることである〔資料I-2参照〕。こうした状況下において、政府が財政赤字を放置することとなれば、政府が資金の大きな取り手であり続け、資金が円滑に民に流れることが妨げられることとなり、長きにわたり続いた低迷を脱し、回復の軌道にある我が国経済の持続的な成長を阻害する危険性がある。同時に、世界に類を見ない巨額の債務残高を抱え、財政の「信認」がまさに問われている状況においては、リスクプレミアムの増大が招く金利の上昇が、経済成長の足枷となりかねない。長期金利の1%の上昇が、民間部門の全産業の経常利益を約5%減少させ、特に中小企業ほどその影響が大きいとされている<sup>1</sup>。更に、2010年代初頭にいわゆる「団塊の世代」が年金受給者となる年齢を迎えるとともに、高齢者医療や介護といった社会保障サービスへの需要が急激に高まり、社会保障給付に大きな増加圧力がかかると予想される。

これらを考えると、財政健全化は、我が国経済の健全な発展のために一刻の猶予もなく取り組まなければならない政策課題であることは明らかである。

更に中長期的な観点から見れば、貯蓄率の低下に伴い国内の資金供給が縮小し続けると、やがては財政赤字等の国内の資金不足を国内の貯蓄だけではファイナンスできなくなり、我が国も経常収支赤字に陥り、財政赤字と経常収支赤字のいわゆる「双子の赤字」を抱えることとなるとの指摘もある。その場合、我が国財政の持続可能性に対する懸念が更に増大し、長期金利のリスクプレミアムが一層顕在化する懸念が強まる。更には、こうした長期金利

<sup>1</sup> 経済同友会「今後10年間の日本経済のシミュレーション」－長期金利上昇のリスクと経済政策－（平成17年4月）

の上昇が、財政赤字を更に拡大させ、それが経常収支赤字の拡大につながり、長期金利のリスクプレミアムを更に上昇させる、といった負のスパイラルにも陥りかねない。

このように考えると、少子高齢化が進む我が国の最大のリスクは財政赤字にあるといえよう。我が国が「破局のスパイラル」に陥るのを回避するためには、不退転の決意で財政構造改革を推進する以外に選択肢はない。

## 2. 財政健全化に向けた基本的考え方

政府は、現在、中長期的な財政運営の指針として、2010年代初頭の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化を目標として掲げ、財政構造改革に取り組んでいる。このためには、国・地方合わせて20兆円程度ある基礎的財政収支赤字を解消しなければならないが、その具体的な道筋は必ずしも明確ではない。2010年代初頭までの限られた時間の中でこの目標を確実に達成するためには、歳出面・歳入面においてどのような改革を行っていくか、具体的な議論をする段階に来ている。また、国と地方を合わせた基礎的財政収支は、2005年度ベースで国の大幅な赤字と地方の黒字となっており、しかも、国の一般会計が政府債務の大宗を抱える現状に鑑みれば、国と地方がバランスの取れた形で財政構造改革を推進していかなければならない。

このような問題意識の下、当審議会においては、起草検討委員によって提示された財政の長期試算をもとに審議を行った〔資料I-3参照〕。国の一般会計について、何らの財政構造改革努力が行われなかった場合、10年後の基礎的財政収支の赤字額は24.9兆円にまで拡大すると見込まれる。この赤字額を前提に、仮に歳出削減のみで基礎的財政収支の均衡を達成しようとするれば、国債費を除く歳出規模を約3割圧縮する必要があり、仮に増収のみで達成しようとするれば、歳入が約4割増加している必要がある。このような大幅なギャップを歳出削減もしくは税負担のいずれか一方で埋めることは到底不可能である。

財政構造改革を推進するに当たっては、まずもって聖域なく歳出の削減を進めていくことが必要であるが、中でも社会保障の給付と負担については、急速な少子高齢化の進展に伴い、経済の伸びを大きく上回って増大することが見込まれている。また、国の一般会計の社会保障関係費は一般歳出の4割以上を占めており、この自然増の抑制を図ることが、我が国財政の持続可能性確保に向けた最大の課題となっている。こうした観点から、これまでもその規模を国民経済の「身の丈」にあったものとすべく、給付の伸びを経済成長に見合う程度に抑制すべきと指摘してきたところである。

このような考え方に基づき行った社会保障給付等に係る長期試算によれば、上記と同様、10年後の2015年度時点でみると、社会保障給付に係る公費負担（国と地方の税負担）は、仮に社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制した場合、厚生労働省試算に基づく自然体に比べ約7兆円抑制されることとなる。しかし、仮に社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制できたとしても、2015年度の国の一般会計の基礎的財政収支赤字は依然として約20兆円<sup>2</sup>にもものぼる。

こうした試算結果を踏まえると、国の一般会計の基礎的財政収支赤字の解消のためには、上記のように社会保障制度改革に徹底して取り組むとともに、その他全ての歳出分野においても聖域なき歳出削減を徹底して推進していかなければならない。しかしながら、こうした歳出削減のみで基礎的財政収支の均衡はなし得ず、歳入面での改革にも同時に取り組んでいく必要がある。その際、国民一人一人が今後の社会経済システムを支えていく受益と負担のバランスを自らの問題として広く認識を共有することが必要であり、国民各層との対話を通じて、「公」に対し何をどこまで求め、どう負担し支えあうかについて幅広く議論を行っていくべきである。

現下の厳しい財政状況に鑑みれば、まずは当面の財政健全化目標である2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を達成するため全力を尽くすのは当然である一方、基礎的財政収支の黒字化を達成したとしても、名目金利が名目成長率を上回る場合には、これらの程度によっては、公債残高対GDP比は上昇を続けることに留意する必要がある。我が国においては、過去10年間の平均では、名目金利が1.6%程度名目成長率を上回っていた。また、仮に公債残高対GDP比を一定に保つことができたとしても、残高の水準は現状を上回る国際的に見ても異常なレベルとなり、例えば、政府債務の対GDP比が150%であったとすると、金利が1%上昇すれば、財政収支は対GDP比で1.5%（2004年度水準に換算すると7.6兆円程度）悪化することとなる<sup>3</sup>。

従って、基礎的財政収支の黒字化はあくまで財政健全化の第一段階に過ぎず、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、相当程度の黒字を継続し、公債残高の対GDP比、更には残高そのものの引下げを実現していく必要がある。

<sup>2</sup> 2015年度の社会保障給付に係る公費負担が約7兆円抑制された場合の国庫負担の抑制額は、2005年度における公費負担の国・地方の負担割合を基に機械的に計算すると約5兆円になる。

<sup>3</sup> 「日本21世紀ビジョン」専門調査会・経済財政展望ワーキンググループ報告書「一活力ある安定社会の実現に向けてー」（平成17年4月）

### 3. 歳出改革の基本姿勢

#### (1) 歳出水準の抑制と質的向上

財政健全化に当たっては、歳出の水準を厳しく抑制していくための歳出改革を推進していく必要がある。限られた資金で最大限の効果を発揮するためには、制度・施策の抜本的な見直しや、各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、緊要と考えられる施策に必要な経費を確保する一方、そうでない施策については思い切った合理化・効率化を行い、メリハリのある歳出としていく必要がある。また、こうした歳出改革の考え方に立てば、あらゆる歳出分野において、継続的な歳出削減努力を毎年度積み重ねていくべきことは言うまでもない。仮に特定の歳出分野について長期計画等を策定するような場合においても、将来にわたって歳出額の下限を予め確保することを義務付けるような投入目標を設定すべきではなく、効率的な資源配分や国民への説明責任等の観点に立って、具体的な成果目標を設定すべきである。

#### (2) 人件費

極めて深刻な財政事情、民間におけるリストラクチャリング（事業の再構築）等の動向を踏まえ、政府自らが率先して、人件費の抑制・削減に努めるべきである。

このため、国家公務員の定員については、平成17年度から5年間で10%以上の定員削減を目指し、本年夏に定員削減計画を策定するとともに、政府部内全体を通じたメリハリのある定員の再配置を推進し、一層の純減の確保に努めるべきである。同時に、純減目標を策定すべきである。

国家公務員給与については、公務員の労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度があるが、現在人事院において、地域における民間賃金の実情をより具体的に反映し、職務・職責や実績を的確に反映すべく、給与構造の基本的見直しが検討されている。早急にその結論を得、具体化を図るべきである。

同時に、人事院による官民給与の比較については、民間企業における給与体系や雇用形態、組織形態等の変化を踏まえて不断の見直しと客観的な検証が必要である。

なお、実績評価に基づく独立行政法人等も含めて公的セクター全体で人件費の抑制に努めるべきである。

地方公務員給与については、

- ・ 各地域における地方公務員の給与水準が、その地域の民間の給与水準を上回っていること
- ・ 地方公務員は著しく上位級に偏った職員分布となっていること
- ・ 技能労務職地方公務員の給与水準が、同種の業務を行う国家公務員の給与水準よりも高くなっていること
- ・ 地方公務員の特殊勤務手当において不適正な支給がなされたり、職員への過剰な福利厚生が行われていること

などの問題点があり、国民から強い批判を受けている〔資料Ⅰ-4参照〕。

不適正な地方公務員給与の諸問題は、地方財政全体に対する国民の信頼を確保するため、速やかに適正化しなければならない。また、現在、公表されているラスパイレス指数は、このような不適正な地方公務員給与の実態を全く反映していないものであり、今後、情報公開の一層の充実を進めつつ、納税者・国民の納得を得られるよう給与水準の見直しと諸手当の適正化等に取り組むことが必要である〔資料Ⅰ-5参照〕。

また、教育・警察など国が定員管理等に関与している職員の人件費については、総人件費抑制の観点から、厳しく見直しを進める必要がある。これにより、地方歳出のスリム化、更には、地方交付税総額の削減につながる事が可能になる。

地方公務員給与総額を縮減するためにも、地方財政計画における地方公務員給与の積算の精査・適正化や、不適正な地方公務員給与の背景となっている投資単独経費の過大計上の適正化を進めて地方交付税総額を削減する必要がある。

### (3) 特別会計の見直し

特別会計については、特定財源の存在等により一般会計に比して財政規律が不徹底となっているのではないかとの問題意識の下、一昨年来、当審議会において具体的な見直し方策について審議を行ってきた。これによって、事務事業等の見直しによる歳出の合理化・効率化や、各特別会計の資金の流れについての新たな説明資料の作成・公表など一定の進展が見られてきた。今後とも不断にこうした見直しを行っていくべきである。

本年の審議に当たっては、個々の特別会計の性格に応じて、例えば、

事務事業の内容や目標管理の在り方の検証、恒常的な剰余金の背景の精査、最終受益者までの資金の流れのチェックなど、歳出・歳入両面にわたり、着実かつ的確に特別会計の見直しを引き続き進めていく必要がある。こうした見直しの過程においては、特別会計として区分経理する必要性についての検討や、特定財源制度の在り方についての根本からの検討も行うべきである。

また、予算執行の適正化に向けた取組みや執行実績を予算に反映する取組み（下記（４）参照）を強化することも通じて、歳出改革を推進すべきである。

#### （４）予算の執行と評価

予算とその執行については、透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）の確保をさらに図るべきである。中でも、国・地方を通じて予算が実際にどのように執行され、どのような成果を得たのかを検証し、その後の予算編成に活用することが必要である。このような執行・成果を重視する観点から、「PLAN（予算編成）－DO（予算の執行）－CHECK（評価・検証）－ACTION（予算への反映）」のマネジメント・サイクルにおけるチェック・アクションの強化を図るべきである。

このため、財務省において実施されている予算執行調査をはじめ、決算及び決算検査報告、各府省における政策評価等を18年度予算に適切に活用・反映させることが重要である。また、何年間にもわたり執行実績のない事務事業など予算積算と執行実績に乖離がある事務事業を洗い直し、その結果を各省庁の予算要求に的確に反映するなど、執行実績を予算に適切に反映するよう取り組むべきである。

#### （５）公会計の充実

各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報の提供を図るため、昨年6月に法制・公会計部会において「省庁別財務書類の作成基準」が取りまとめられ、本基準に基づき、本年4月には、独立行政法人等の連結も含めた平成15年度決算分の省庁別財務書類が作成・公表されたところである。こうした取組みを推進することにより、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等が一層図られることを期待する〔資料I-6参照〕。

また、予算書、決算書の表示科目については「施策」を単位とし、政

策評価と予算の連携強化を更に進めていく方向で、平成18年度までに結論を得るべく、引き続き検討・検証を進めるべきである。

## II. 各歳出分野における歳出改革方策

### 1. 社会保障

急速な少子高齢化が進展する中で、社会保障の給付と負担の規模は、経済の伸びを大きく上回って増大していくことが見込まれており、今後の社会保障給付費等の姿を試算すると、「社会保障の給付と負担の見通し」（平成16年5月厚生労働省）に基づく自然体の場合（ベースライン）では、社会保障給付費は、平成17年度の88.5兆円（対国民所得比23.5%）が20年後の平成37年度（2025年度）には151.5兆円（対国民所得比28.5%）となっている。また、社会保障給付に係る公費負担（国・地方の税負担）は平成17年度の27.5兆円が平成37年度には59.5兆円に達するなど、給付の伸びを上回って増大することとなる。このような公的給付の水準を将来世代が持続的に支え得るかについては、重大な懸念がある。

そこで、仮に社会保障給付の伸びを一定の考え方に従って抑制した場合の社会保障給付費等の姿を試算すると、社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制した場合（ケース1）では、平成37年度における社会保障給付費は122兆円（対国民所得比23%）となり、ベースラインに比べ約2割抑制されることとなる。また、経済成長率並みに抑制したケースに加え、高齢者数等の増減や高齢者一人当たり医療費の適正化を加味した場合（ケース2）では、平成37年度における社会保障給付費は128兆円（対国民所得比24%）となり、ベースラインに比べ約15%抑制されることとなる。

さらに、平成37年度における社会保障給付に係る公費負担は、ケース1の場合には43兆円となり、ベースラインに比べ16.5兆円抑制されることとなり、ケース2の場合には46.5兆円となり、ベースラインに比べ12.5兆円抑制されることとなる〔資料I-3参照〕。

このように、試算では、

- ・ 社会保障給付の伸びを経済成長率並みまで抑制すれば、支え手の負担水準の大幅な上昇を一定程度抑制できること、
- ・ しかしながら、この場合でも公費負担の額は多額であり、いずれにせよ、これを賄うための安定した財源の確保が持続可能な社会保障制度を構築するためには必要となること、
- ・ また、やむを得ず「高齢者数の増」を一定程度勘案する場合には、更なる財源の確保が必要となり、経済とのバランスの観点からは、高齢者一人当たり医療費の適正化をはじめ、各般の合理化・適正化を更に進めることにより、高齢化による影響を吸収し、社会保障給付の伸

びをできる限り抑制する必要があることが示されている。

今後の社会保障制度の一体的な見直しに当たっては、こうした厳しい状況を踏まえて、将来にわたり持続可能で安定的な制度を構築することが最も重要である。

従って、「11月建議」でも述べたように、年金、医療、介護等を総合的に捉え、負担の総量の抑制について、明確な目標と時間軸を国民に明らかにして改革に取り組む必要がある。このため、経済・財政とバランスのとれた社会保障給付費を管理する目標を定め、それと整合的な形で制度改革を推進し、毎年度の歳出規模を抑制していくべきである。こうした改革を通じて、社会保障全体の給付と負担のバランスを図り、それらの規模を国民経済の「身の丈」にあったものとするを旨とし、社会保障給付の伸びを経済成長に見合う程度に抑制していくべきである。また、こうした改革は、平成18年度から着手し、できる限り前倒しして進めていく必要がある。

さらに、社会保障制度の一体的な見直しに当たっては、例えば、今般の介護保険制度改革における食費・ホテルコストの見直しのように、自助と公助の役割分担を明確にし、公的分野が関わるべき範囲を見直す必要がある。同時に制度間の重複等を見直しを行う必要がある。また、公的給付を抑制しながらも、社会保障分野における国民の多様なニーズに的確に対応した、質の高いサービスを効率的に実現し、併せて経済活性化、雇用創出にも資するという観点から、保育、介護、医療等の分野における規制改革の推進、コストの削減、民間保険の思い切った活用等を図っていく必要がある。

また、制度を支える側と制度により支えられる側双方の意識改革が必要である。すなわち、個々人がその能力に応じて制度の支え手に回るようにする必要がある。特に、健康寿命が伸長し、働き続ける人も多くなり、また、経済実態も平均的には現役世代と遜色のないものになるなど高齢者像は転換してきている。一方、給付の伸びは高齢者向けにおいて著しく、これを支える現役世代・将来世代の負担が過重なものとなっており、制度に対する信頼を揺るがしかねない状況となっている。従って、改革に当たっては、高齢者の給付と負担の在り方を見直し、高齢者に対して負担能力に応じて制度の持続性回復に積極的な貢献を求めていく必要がある。

平成18年度の予算編成に当たっては、上記の社会保障制度の一体的な見直しの考え方を踏まえつつ、医療等の個別制度の改革を進めていく必要がある。とりわけ、国の一般会計の社会保障関係費は一般歳出の4割以上を占めており、この自然増の抑制を図ることが、我が国財政の持続可能性確保に向けた最大の構造問題となっていることから、現行の制度、給付水準、単価な

どを前提とした社会保障関係費の自然増を放置せず、制度改革等による公的給付の抑制により、削減を図ることが必要である。

(1) 医療〔資料Ⅱ-1-1、Ⅱ-1-2、Ⅱ-1-3、Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5参照〕

医療費は今後とも経済の伸びを大きく上回って伸びる見込みであり、社会保障給付の伸びの主要な要因となっている。仮に、医療費の伸びを、現行のまま放置すれば、国民負担（保険料負担・税負担）は継続的に上昇していかざるを得ない。現下の医療保険及び国の厳しい財政状況、国民負担の水準の今後の動向等を踏まえれば、改革は待ったなしである。国民負担の増加を極力抑え、公的医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、公的医療給付費の伸びが経済・財政とバランスのとれたものとなるよう、早急に給付の抑制に厳しく取り組んでいく必要がある。

中でも、高齢者医療費については、現行の水準・伸びを放置した場合、2025年には国民医療費の約6割<sup>4</sup>を占めることとなり、世代間の負担の公平性の確保といった観点からも、その伸びの抑制を図る必要がある。

こうした観点を踏まえ、18年に予定されている次期医療制度改革においては、「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針<sup>5</sup>」の具体化を図るとともに、下記のような改革を実現すべきである。

なお、保険者の再編・統合を進めていくにあたっては、医療保険制度体系の将来像を見据えた改革としていくべきである。

#### ア. 公的医療保険がカバーする範囲の見直し

自助と公助・共助の役割分担、公的医療保険がカバーすべき守備範囲について、根本に立ち返った見直しを行い、限られた公的医療給付財源を最大限有効に活用するべく選択と集中を図る必要がある。具体的には、

- ・ 混合診療、特定療養費の弾力化・抜本的拡充（後発品が存在する先発薬の使用等<sup>6</sup>）
- ・ 入院における日常生活費用に対する保険適用のあり方<sup>6</sup>の見直し

<sup>4</sup> 70歳以上医療費で見た場合。

<sup>5</sup> 都道府県単位を軸とした保険運営を目指した保険者の再編・統合、高齢者医療制度の見直し、診療報酬体系の見直し等を内容とするもの。

<sup>6</sup> 後発品との価格差部分は保険給付対象外。

(食費・ホテルコストは保険給付から除外等)

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入
- ・ 後発品（ジェネリック医薬品）の使用を促進するための薬価制度の見直し
- ・ 医薬品に係る保険適用の見直し（市販類似医薬品等）

等に取り組む必要がある。

## イ. 医療の効率化の徹底等

医療に係る国民の負担をできる限り抑制し、制度の持続可能性を確保していくためには、医療の効率化と質の向上の徹底を図るべきである。

また、医療費と経済・財政とのバランス等を踏まえて診療報酬・薬価の改定を行うべきである。

### ① 高齢者医療コストの縮減

社会的入院や過剰診療の解消等を図るため、入院全般の診療報酬の包括払い化の推進、入院医療の必要性を適切に反映した長期入院患者に係る給付の在り方の見直し、入院から介護・在宅医療への円滑な移行、電子カルテの普及・地域における医療機関の連携強化による重複検査等の解消等に取り組むべきである。

### ② 地域・保険者による医療費適正化への取組みの強化

保険者の再編・統合を推進するとともに、医療費の地域差部分の適正化を促す仕組みの導入（地域差に対する保険者責任の徹底等）、地域・保険者による医療費適正化への取組みの強化を図るべきである。

また、医療分野における規制改革の一層の推進等により、保険者機能の強化、医療機関間の競争の促進を図る必要がある。このため、保険者と医療機関との直接契約の促進、保険者によるレセプト点検の強化、レセプトの電子化など医療のIT化の推進（保険者による医療費分析能力の向上等）、医療機関の機能評価（第三者評価等）の強化、医療機関の情報提供・開示の強化・徹底等を図るべきである。

### ③ 医療提供体制の再構築・効率化

地域の医療ニーズを踏まえた医療機能の分化・連携の推進、病院と診療所の機能分担の明確化・連携強化を図るべきである。また、過剰病床の削減など医療提供体制の効率化を図る必要がある。

## ウ. 世代間・世代内の負担の公平化

高齢者を一律に弱者と捉える考え方を改め、年齢を問わず負担能力に応じて等しく制度に貢献する仕組みを構築していく必要がある。このため、若年者との負担の均衡といった観点を踏まえ、高齢者の自己負担を見直していくべきである。また、若年勤労世代の保険料負担との均衡、所得や資産等に応じた負担の観点から、高齢者の保険料の水準・賦課方法の見直しを行うべきである。

## エ. 公的医療給付費と経済・財政とのバランスの確保

将来にわたり持続可能な公的医療保険制度を構築していくためには、公的医療保険給付の伸びを経済・財政とバランスのとれたものとするための枠組みが必要である。具体的には、公的医療給付について、経済・財政とのバランスも踏まえた目標を定め、その伸びが目標と整合的なものとなるよう、適時、制度の見直し、サービス提供コストの効率化を図っていくべきである。

## (2) 介護

介護保険制度については、平成12年の制度創設以降、給付費が毎年10%を超えて伸びており、今後とも、給付費は増大し、国民経済の伸びと大きく乖離していくと見込まれている。

今般、制度の持続可能性を確保する観点から施設給付における食費・ホテルコストの見直し、軽度の者に対する予防給付の創設等を内容とする制度改革を実施することとしているところであるが、本制度改革における給付の重点化・効率化の効果が上がるよう、着実に実施に移していく必要がある。

また、平成18年度からの介護報酬の改定においては、社会保障の一体見直しの視点を踏まえつつ、給付の効率化・適正化を図っていく必要がある。

### (3) 生活保護

近年、高齢化の進展や経済活動の低迷等を受けて生活保護受給者が急増しており、国及び地方の財政にとっても深刻な問題の一つとなっている。

生活保護は国民生活の最後のセーフティネットとしての機能を有するものであり、真に困窮した自立不可能な者に最低限度の生活を保障することを目的とするものである。しかしながら、①受給者に一定の収入を保障するものであるが故に、保障水準やその執行状況によっては、モラルハザードが生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害しかねない、②一般の低所得者層との間で可処分所得に逆転現象を生じている、等の点が指摘されてきた。

また、生活保護の執行にあたっては、資産、能力等すべてを活用した上でもなお生活に困窮する者との要件が徹底されず、保護の停廃止などの取組みが十分でないとの指摘もある。

更に、地域における保護率<sup>7</sup>については、地域経済・雇用情勢に差異があるものの、1.7%から35.4%（ともに平成15年度平均保護率）と20倍の差も生じている〔資料Ⅱ-1-6参照〕。

以上のような状況に鑑み、国と地方とが適切な役割分担の下、ともに適正化に向けて積極的に取り組むことが必要である。

#### ア. 扶助基準・加算の見直し

生活扶助基準については、被保護者のモラルハザードを生むことのないよう、その保障水準について、一般の低所得者層との関係を考慮しつつ、適正な引下げを行う必要がある。

被保護者の属性に着目して、一律に適用される加算については、一般世帯との均衡がとれていないことから、必要性について検証した上で、見直すことが必要である。老齢加算については、段階的に廃止することとしているが、母子家庭に一律・機械的に給付されている母子加算についても、自立支援との関係も念頭に置きつつ、その在り方について、廃止を含めた見直しが必要である。

<sup>7</sup> 人口に対する被保護人員の割合。

## イ. 医療扶助の適正化

医療扶助については、生活保護費の半分を占めており、社会的入院の解消やレセプト点検の強化、頻回受診のチェック等、適正化に向けた取組みを積極的に進めることが必要である。

## ウ. 国と地方公共団体における取組み等

生活保護制度や関連する諸施策においては、執行の適正化や自立・就労支援の推進の観点から、直接住民と接する地方公共団体における一体的かつ積極的な取組みやそのための環境整備が必要である。

17年度から実施する被保護者毎の自立支援プログラムの策定を通じて、被保護者の自立の促進を着実に推進するとともに、被保護者が稼働能力の活用等の要件を満たさない場合には、保護の停廃止を含めて厳格に対応することが必要である。

また、三位一体の改革についての政府・与党合意<sup>8</sup>を踏まえ、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方、適正化の方策等について検討を行い、所要の見直しを行い、平成18年度に実施することが必要である。

上記の取組みを通じて、地方公共団体の主体性を高めていくことが重要である。

## (4) 年金

昨年6月に成立した改正年金法により、最終的な保険料水準を設定し、その範囲内で給付が賄われるよう給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入するという、長期的な給付と負担の均衡を図るための制度改革が行われたところである。

しかしながら、国民年金の納付率が低迷していることに象徴されるように、国民の年金制度に対する不信感・不安感を払拭しきれておらず、年金制度を安定的に運営するためには、引き続き制度への信頼を回復するための努力が求められている。

<sup>8</sup> 「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党）（抄）

3. 平成17年中に、以下の改革について検討を行い、結論を得る。

(1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革

(注) ①生活保護負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

この観点から、今後以下の点について更なる取組みが必要である。

- ・ 国民の目から見て分かりやすい制度とするよう、制度の体系の在り方を含めた議論を引き続き進め、国民の理解を得られるよう努力する。
- ・ 未納者・未加入者対策を徹底する。
- ・ 社会保険庁については、組織改革の動向を踏まえつつ、これまでの事務運営等に対する厳しい批判に対応するため、可能な限り事務コストの縮減を図る観点から、社会保険庁の予算の在り方について引き続き検討を行う。

## (5) 次世代育成支援

次世代育成支援については、社会保障給付の中で大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが重要である。

その際、限られた財政資金の効率的な使用を図る観点から、真に効果的な施策への重点化を図るとともに、地域福祉における国の役割の見直し、育児と仕事及び社会活動の両立を可能とするために必要な、働き方、労働慣行、雇用制度等についての総合的な見直し、規制改革の推進や他の施策との連携に積極的に取り組む必要がある。

## (6) 雇用

雇用失業情勢については、厳しさが残るものの、改善しているところである。しかしながら、特に、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、フリーターや無業者が増加している。また、雇用情勢には地域差が見られる。更に、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるように多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

このため、昨年の「11月建議」でも述べたとおり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に地域が主体的に取り組む地域再生を推進するとともに、規制改革や行政サービスの民間開放等を積極的に実施することにより、雇用創出を図っていく必要がある。

さらに、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確

保等を図るため、

- ・雇用維持支援から労働移動支援
- ・雇入れ助成からミスマッチ解消
- ・生活支援から早期再就職支援（自立支援）

への観点から、雇用保険三事業をはじめ、雇用対策に関する事業の根本に立ち返った見直しを行うべきである。その際、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、事業の厳格な事前チェックを行うとともに、効率的・効果的な事業運営を確保するため、事業の性格を踏まえ、事業ごとの定量的な成果目標を設定した上で、実績について厳格な事後評価を行い、事業の廃止を含め厳しく見直しを行う必要がある。

## 2. 地方財政

- (1) 地方財政に関しては、これまでの建議において指摘してきたとおり、地方行政における受益と負担の関係を明確化し、地域住民のチェックを通じて自律的で効率的な地方自治体運営を実現する観点から、地方の歳入・歳出の差額を補てんする現行の地方交付税の財源保障機能を縮減し、地方交付税総額を削減することが重要である〔資料Ⅱ-2-1参照〕。

このような観点から、地方財政改革に当たっては、「透明」「簡素」「自立」の3つの視点を基本として検討を行い速やかに実施すべきである。

- (2) 「透明」〔資料Ⅱ-2-2、Ⅱ-2-3参照〕

地方財政計画は、地方交付税の積算根拠となるものであるにもかかわらず、その内訳等については国民に実態が明らかにされておらず極めて不透明である。地方財政計画の構成要素たる歳出各項目の積算については、納税者・国民に対する厳しい説明責任が問われる。

特に、前述のとおり様々な問題が指摘されている地方公務員給与や計画額・決算額ともに著しく肥大化している一般行政経費については、内訳・積算・実態に関する情報公開が極めて不十分である。今後、一層の情報開示に取り組み、真に財源保障すべきものに厳しく精査・限定すべきである。

また、これらの経費については、いずれも、実際の支出が「標準的水準」として計画計上された額を大きく上回っているが、その背景には、投資単独経費が過大に（実態を上回る計画額5.1兆円）計画計上され、

その分についても地方交付税の財源保障機能により確保された財源が充当されていることがある。地方公務員給与や一般行政経費を実態として適正化していくためには、投資単独経費の過大計上を縮減・解消することが必要である。なお、この場合に、地方公務員給与や一般行政経費について、実態として支出がなされているからといって、それをベースに「一体的是正」として計画計上額を増やすことは到底納税者の理解を得られるものではなく、不適當である。

以上の取組みを通じて、計画・実態の両面から地方財政を適正化し、納税者・国民に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

### (3) 「簡素」〔資料Ⅱ-2-4参照〕

現行の地方交付税の仕組みは、膨大な数の算式を積み上げる基準財政需要の算定や、複数の財源補てん措置が入り組む地方財政対策スキームなど、極めて複雑なものとなっている。

地方交付税は、地方特例交付金も含めて17年度一般会計予算の約2割を占めるなど我が国財政制度の主要な構成要素の一つとなっており、その改革に当たっては、国民にとって簡素で分かり易い仕組みに改めることが必要である。

### (4) 「自立」〔資料Ⅱ-2-5、資料Ⅱ-2-6参照〕

現在の地方財政は、地方交付税によって受益・負担関係が希薄となっているため、地方の国への財政的依存をもたらし、自立が妨げられている。すなわち、これまで累次の建議において指摘してきているとおり、地方財政計画を通じて地方の歳入・歳出の「差額」を補てんするという地方交付税の財源保障機能は、歳出拡大に対する地方の負担感を希薄化させて自律的な歳出抑制を阻害し、地方の歳出と地方交付税の肥大化を招き、国の財政赤字拡大要因となっている。地方自治体が、国への財政的依存から脱却して真に自立するためには、地方交付税の財源保障機能を縮減し、将来的には廃止を図る必要がある。

このため、まずは、地方公務員給与や地方単独事業などの地方財政計画歳出のスリム化により、地方財源不足4.3兆円を解消することが重要である。これにより、地方財政を健全化するとともに、地方交付税総額を削減して財源保障機能を縮小することが、自治体運営の自助努力を促すことにつながる。また、地方財政計画の歳出のスリム化は、基準財

政需要の内容を真に財源保障すべき水準に限定することにつながるので、不交付団体数を増加させることになると想定される。

地方財源不足は、16年度・17年度と着実に縮減してきているが、今後、これを早急に解消するよう、18年度以降においても、これまで以上のペースで地方歳出のスリム化に取り組むべきである。

その際、地方自治体に歳出スリム化を促すとともに予見可能性を確保するため、地方財源不足対策としての地方交付税特例加算を計画的に縮減・解消するべきである。

### 3. 公共事業

#### (1) 平成18年度予算

平成14年度以降、公共投資については、「改革と展望」<sup>9</sup>に基づき、「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化」を図ってきている〔資料Ⅱ-3-1参照〕。平成18年度においても、これまでの方針通り、引き続き、着実に抑制を図るべきであり、この結果、平成18年度の公共事業関係費は、概ね平成2年度の水準に達するものと思われる。

#### (2) 中長期的な公共事業の在り方

平成19年度以降の公共事業については、我が国は、諸外国と比べて、依然として、その水準が際立って高いこと〔資料Ⅱ-3-2参照〕を踏まえるとともに、現時点と平成2年頃では、社会資本の状況や産業構造、人口増加率、財政事情等が大きく変化してきていることを念頭において、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

具体的には、以下のような点を念頭に置く必要がある。

- ・ 平成2年頃と比較すると、社会資本の蓄積が進み、社会資本ストックは極めて高い水準にあること。また、それに伴い、社会資本の整備水準が飛躍的に上昇していること〔資料Ⅱ-3-3参照〕
- ・ 人口減少社会の到来を踏まえれば、新たな社会資本の整備から、ストックの有効活用へと公共事業の重点が変化していくことが必然

<sup>9</sup> 「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）

となること。また、人口動態の変化を踏まえ、事業内容の見直しも必要であること

- ・ 農林水産関係の公共事業は、我が国経済における第一次産業の占める割合の低下や農林漁業従事者の減少等を踏まえ、担い手への集中やハードからソフトへの転換など、その内容の見直しが不可欠であること
- ・ 平成2年頃と比べると、財政事情が比較にならないほど悪化していること。また、現在、増税や社会保障関係等の予算の抑制が不可避との議論が行われている中で、公共事業についても引き続き抑制を図ることが基本であること
- ・ 災害対策等引き続き重点的に実施すべき事業はあるが、その場合でも個別事業毎の必要性の精査を行い、コスト削減を徹底することによって効率的な実施が必要であること

### (3) 効率化・透明化

また、公共事業の効率化・透明化は、引き続き、国民にとって大きな課題である。これまでもコスト縮減のための取組みが行われているが、今後とも、民間のコスト削減努力を参考としつつ、更なる取組みを実施すべきである。事業評価についても、効率的な事業実施のためにその活用を一層図るべきものであり、これまでの取組みに加え一層の努力が求められている。

### (4) 道路特定財源についての検討

道路特定財源については、これまでも、財政制度等審議会は、「財政の硬直化を避ける観点から、将来的に一般財源化していくことが正しい方向である」と指摘してきている<sup>10</sup>。揮発油税等の道路特定財源については、受益と負担の関係に基づき、本則より重い負担を暫定税率として納税者に課しているが、国全体の厳しい財政事情の下で、プライマリーバランスの回復を図る観点からの財政資金の有効な活用が必要であり、今後、この点について、納税者の理解を求めるための検討を進めていく必要がある。

<sup>10</sup> 「平成15年度予算の編成等に関する建議」(平成14年11月20日：財政制度等審議会)

## 4. 文教・科学技術

### (1) 文教予算

#### ア. 初等中等教育

近年の児童生徒数の大幅な減少にもかかわらず、義務教育教職員定数は累次の増員計画の実施等により、僅かな減少に止まっている。これらの結果、児童生徒一人当たりの義務教育費国庫負担金は、平成元年度の水準と比べると8割増の水準にも達しているのが現状である<sup>11</sup>。

財政面から捉えたこのような実態と、教育を巡る諸問題の現状とを併せ考えるならば、教育の質的向上を図るには、まずは実質大幅増となっている財政支出の効果を厳しく検証し、安易に予算の量的拡大に奔らないことが重要である。

このような観点から、義務教育費国庫負担制度については、教員に対して一般の地方公務員の給与水準をさらに上回る給与を確保する優遇措置や、少人数学級編制等のため教職員を増員することを教育水準の向上と同視するといった安易な発想は排し、関連法<sup>12</sup>の廃止も含めた抜本的な見直しに取り組む必要がある。また、三位一体の改革に係る義務教育費国庫負担制度の見直しを進めるに当たり、例えば、学校の設置運営者である市町村や学校現場等の関係者の創意工夫を一層活かせるような仕組みに改革することによって、教育の質の向上を目指していくべきである〔資料Ⅱ-4-1参照〕。

さらに、義務教育教科書無償給付制度についても、予算総額の縮減はもとより、貸与制の導入も含め、有償化の実現に向けた検討を進めるべきである。

<sup>11</sup> 公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度：1,488万人⇒平成16年度：1,048万人(▲30%)と大幅に減少しているのに対し、教職員は、平成元年度：76.2万人⇒平成16年度：70.3万人と僅か▲8%の減少に止まっている。

この結果、義務教育費国庫負担金の予算総額は、平成元年度：20,025億円⇒平成16年度：25,128億円(+25%)と大幅に拡大し、児童生徒一人当たりに換算すれば、平成元年度：13.5万円⇒平成16年度：24.0万円(+78%)と著しく増大している。

(義務教育費国庫負担金の元年度予算額からは、比較のため、これまでに一般財源化された退職手当等を除いている。)

<sup>12</sup> 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」(昭和49年2月施行)、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」(昭和33年5月施行)

## イ. 高等教育

高等教育における教育・研究の質的向上を促すためには、私学助成や国立大学法人への支援等について、「11月建議」で指摘した財政支援の在り方を定着させることが必要である。具体的には、単なる機関補助を可能な限り縮減し、教育・研究の優れた取組みに対し公募方式で行う国立大学間ないし国公立大学を通じた競争原理に基づく支援を活用すべきである<sup>13</sup>。

このような観点から、依然として増額が続いている私立大学等経常費補助の縮減に取り組むとともに、国立大学法人への財政支援について、運営の自主性に伴う合理化・効率化の効果を着実に反映しつつ、客観的かつ厳格な評価に基づく重点化を一層推進すべきである〔資料Ⅱ-4-2参照〕。

また、貸与規模の増大が続いている育英奨学事業については、適正な受益者負担の設定、貸与回収率の向上等により、制度の持続可能性を確保することが急務である。

## ウ. 文化予算

文化政策については、官と民、国と地方の役割分担を明確にするとともに、限られた資源のより一層の有効活用を図る観点から、施策・事業の優先性・緊急性のみならず、その有効性・費用対効果を厳しく吟味し、その結果を予算に反映させることが重要な課題である。

### (2) 科学技術予算

近年の厳しい財政事情の中でも科学技術予算が拡充されてきた結果〔資料Ⅱ-4-3参照〕、我が国の政府研究開発投資は、既に対GDP比で欧米主要国に遜色のない水準に達してきており、現下の極めて深刻な財政事情の下では、量的拡大から効率化・質的向上へと軸足を移していくべきである。こうした観点から、総合科学技術会議の優先順位付けにおけるSABCのバランスの見直し<sup>14</sup>等の一層の改善〔資料Ⅱ-4-4参照〕を行

<sup>13</sup> 高等教育支援予算における競争原理に基づく支援の割合

平成14年度 1.01% ⇒ 平成16年度 7.38% ⇒ 平成17年度 8.17%

<sup>14</sup> 毎年度の予算編成過程において、総合科学技術会議は、各府省の科学技術関係施策に係る概算要求について、施策の重要性に応じて、S、A、B、Cの4段階の区分で優先順位付けを行っている。その結果を金額ベースで見ると、S、Aの評価を受けた施策の割合が高く（平成17年度においてはS

うこと等によりメリハリ付けを強化するとともに、評価結果が事業の中止に直結する例がほとんど見られないなど、その活用が未だ十分とは言えない研究開発評価について、評価結果の反映を徹底していく必要がある。

また、現在、総合科学技術会議を中心に検討が進められている次期科学技術基本計画は、効率的な資源配分、国民への説明責任等の観点を重視して、投入目標から成果目標への転換や重点的に取り組むべき研究開発分野の更なる絞込みを図りつつ、策定すべきである。

## 5. 防衛

昨年12月に、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が策定された。防衛計画の大綱では、「いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る」とともに、「格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制する」とされた。また、新たな中期防では、計画期間中の防衛関係費の総額について前中期防と比べて▲7,700億円の2兆2,400億円程度とし、伸率は▲0.2%と初めてのマイナスとされた。

平成18年度予算においても、防衛計画の大綱及び中期防を踏まえ、防衛関係費の効率化・合理化を図り、引き続き防衛の構造改革を推進する必要がある。

他方、防衛関係費については、依然として歳出化経費及び人件・糧食費が約8割を占めるなど予算構造の硬直化という問題がある〔資料Ⅱ-5参照〕。

このため、新規の主要装備品等については、長期にわたって歳出化による後年度負担を招くことから、費用対効果も勘案しつつ、必要性、優先度を十分に精査し、引き続き、その抑制を図るべきである。

人件・糧食費については、組織定員の抑制、諸手当等の人件費の基礎となる諸制度の見直しに取り組むことが必要である。

また、在日米軍駐留経費負担については、我が国の厳しい財政事情、自衛隊の役割の変化、他の先進国の例、米軍再編等を踏まえ、見直し・効率化を行っていくべきである。基地周辺対策については、整備率の上昇に併せ、見直しを行う必要がある。

---

とAの合計は7割超)、B、Cの評価を受けた施策の割合は低いものとどまっている(平成17年度においてはBとCの合計は3割未満)。

更に、装備品の調達等に当たっては、新中期防にも盛り込まれているとおり、調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組みを一層強化すべきである。

## 6. 政府開発援助（ODA）

ODAに対しては、国民より、その効果や効率性について様々な批判があり、その規模についても厳しい見方がなされている。会計検査院等からもODA事業の非効率な事例の指摘が数多くなされている。こうした国民の厳しい見方や深刻な財政事情に鑑み、これまでODA予算の縮減を図ってきたところであるが、極めて厳しい財政事情の下、今後も量重視から質重視へ考え方の転換を図りつつ、援助対象国の一層の重点化や援助手法の見直し等による、徹底した戦略化・効率化を進め、予算の縮減に取り組んでいくべきである〔資料Ⅱ-6-1参照〕。

また、近年、国連分担金やPKO分担金等の国際貢献に関する財政支出が増加してきているが、厳しい財政事情に鑑み、これらの経費のあり方についても厳しく見直していく必要がある〔資料Ⅱ-6-2参照〕。

## 7. 農林水産

農林水産関係予算については、厳しい財政事情の下、引き続き、施策の効率化・重点化の取組みを推進する必要がある。その中で、WTOや経済連携（EPA）など貿易自由化の流れにも対応し得るよう、国内農業について、担い手への施策の集中を基本とした構造改革〔資料Ⅱ-7-1参照〕を通じて競争力を強化すべきである。

その一環として、水田作及び畑作について、品目毎に全ての農家を対象とする従来の助成体系を改め、19年産より担い手を対象とした品目横断的な直接支払い〔資料Ⅱ-7-2参照〕を導入する方針が示されている。この検討に当たっては、助成対象を効率性向上に取り組む相当規模の経営体に集中するとともに、対象農家の経営効率を勘案して真に必要なと認められる助成水準とする等、客観的かつ合理的な助成要件を設定し、財政構造改革と整合的なものとする必要がある。

また、農地や農業用水等については、新たな施設の整備から既存ストックの有効活用〔資料Ⅱ-7-3参照〕に重点を置き、国、地方公共団体、農業者等と

の間で適切に役割を分担して、更新や保全管理を効率的に行うための仕組みを十分に検討すべきである。

## 8. エネルギー対策

エネルギー対策においては、京都議定書の約束履行を図るための地球温暖化対策問題への対応強化〔資料Ⅱ-8参照〕やエネルギー安定供給確保対策の強化等が重要な課題となっているが、省エネルギー・新エネルギー対策や石油対策等の諸対策について既存事業の実施状況を厳しく精査するとともに、評価の充実等により各施策の事業効果や効率性等について徹底的な見直しを進め、事業の重点化・効率化を一層推進すべきである。

このような観点から、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計については、特別会計小委員会における提言を踏まえ、各特別会計の事業の執行実績等を厳しく検証しつつ、引き続き不用・剰余金の縮減を図るとともに特定財源制度を含むこれらの特別会計の在り方の検討を進めるべきである。

## 9. 中小企業対策

中小企業対策については、自助努力を行う中小企業への支援や企業再生支援に一層の重点化を図りつつ、施策の費用対効果を厳しく精査し、歳出内容の見直しを進めていく必要がある。

中小企業信用保険制度については、制度の持続可能性を確保するために、部分保証の大幅な拡大を本年度中に実施するとともに、保険料の引上げについても積極的に検討を進めるべきである〔資料Ⅱ-9参照〕。

政府系金融機関による中小企業金融については、引き続きリスクに見合った適切な金利設定を行うなど制度の改善を図ること等により、収支の改善を目指すことが重要である。

## 10. 治安対策・司法制度改革

治安関係部局の体制整備については、過去の増員効果の検討を行うとともに、非治安部局も含めた一層のメリハリ付けを図ることが重要である。また、民間委託の活用等に当たっても、委託人員等を安易に拡大するのではなく、費用対効果の十分な検証を徹底することとし、これらを合わせて、治安関係要員全体として効率的かつ機動的な体制整備を図るべきである〔資料Ⅱ-10-1参照〕。

司法制度改革の推進に当たっては、財政資金の効率的使用の観点に留意し、司法制度全体として合理的な制度設計・運営を行っていくべきである。

総合法律支援<sup>15</sup>の実施及び体制整備に当たっては、財政負担を抑制するため、関係団体・地方自治体等と連携し、日本司法支援センターの常勤弁護士確保をはじめ、効率的な運営・体制作りを徹底すべきである。

裁判官・検察官の給与等の在り方については、透明性・説明責任確保等の観点から、一定の明確な目安（職務・職責等）を踏まえた昇給の在り方について検討するなど、行財政改革の一層の推進が求められる中で、その見直しに取り組んでいく必要がある〔資料Ⅱ-10-2参照〕。

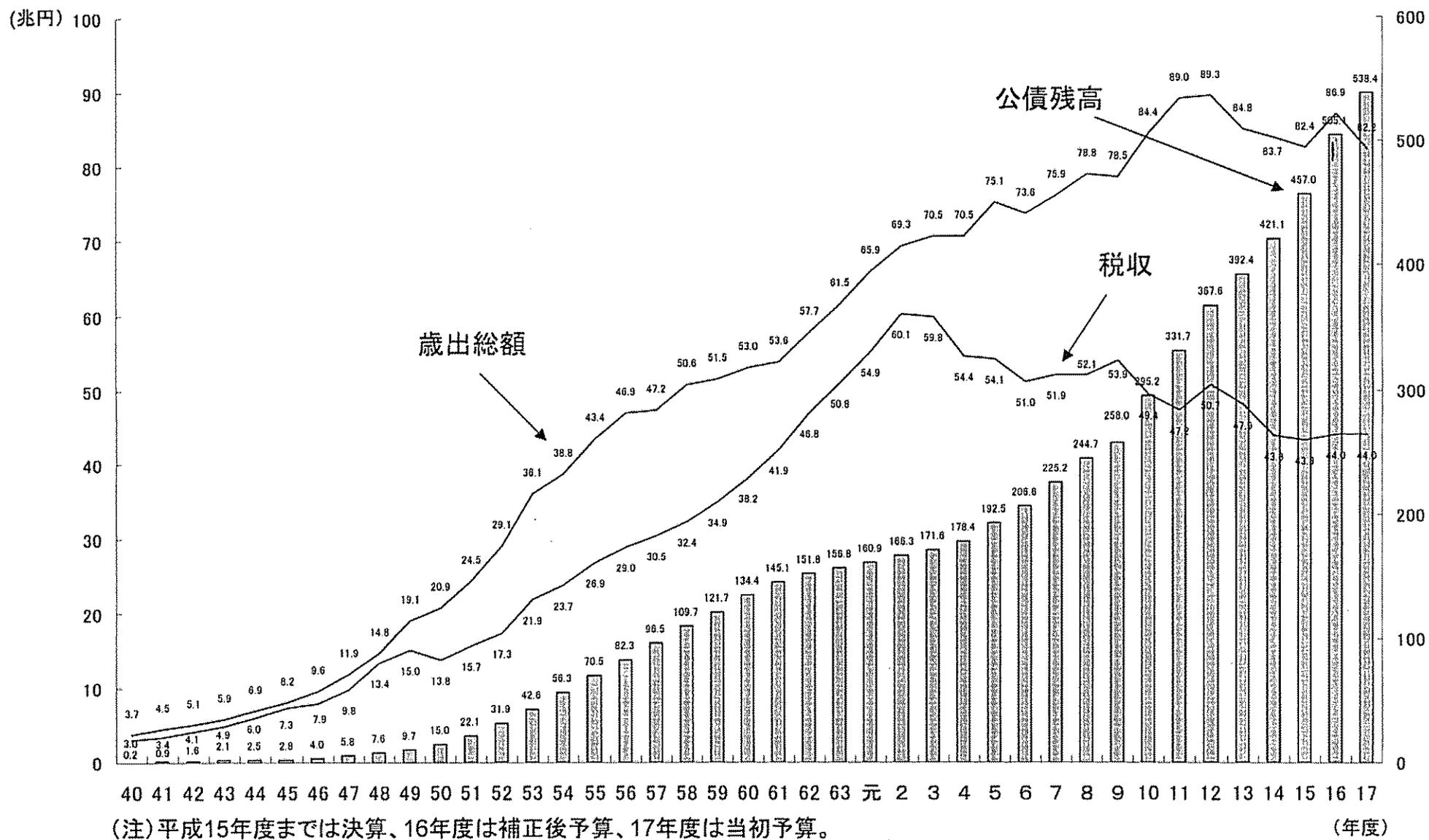
---

<sup>15</sup> 司法を国民により身近なものとし、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるよう、前通常国会で「総合法律支援法」が成立した。今後、「日本司法支援センター」（独立行政法人に準じた法人）の平成18年秋からの業務開始が予定されており、本部及び地方事務所において、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策、犯罪被害者支援等の各業務が実施される予定。

(参 考 1)

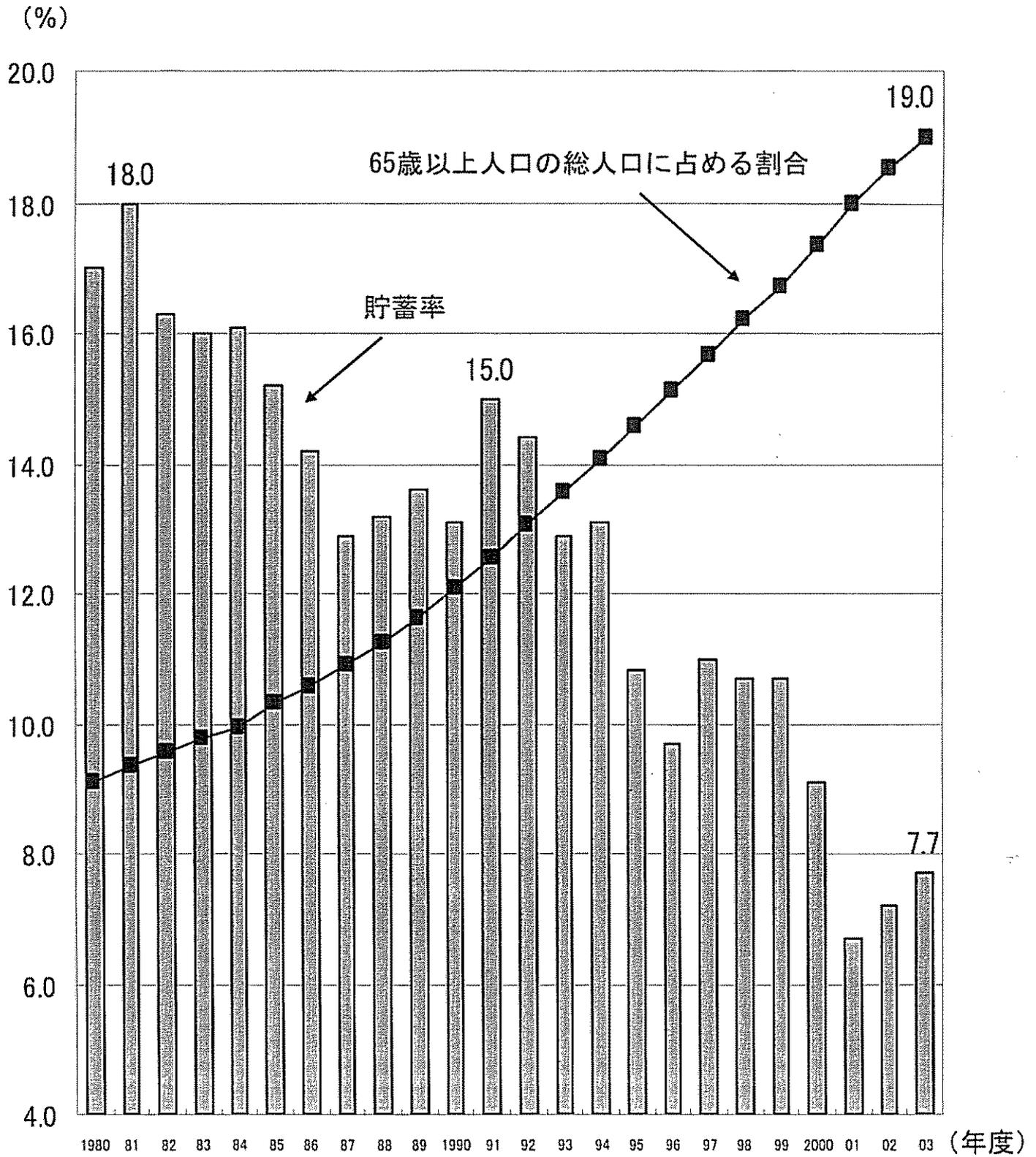
# 資 料

# 一般会計における歳入歳出及び公債残高の推移



[資料 I - 2]

# 高齢化と家計貯蓄率の推移



【資料出所】平成15年度国民経済計算確報（内閣府）、推計人口資料（総務省）

財政制度等審議会財政制度分科会  
歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料  
(平成 17 年 5 月 16 日 起草検討委員提出資料)

## はじめに

我が国財政は、債務残高が加速度的に累増し、平成 17 年度(2005 年度)の公債残高が 538 兆円程度に達する見込みであるなど、90 年代以降歳出・歳入両面から財政健全化に取り組んだ欧米諸国と比較しても、突出した財政状況の悪化に見舞われている。

政府は、中長期的な財政運営の指針として、2010 年代初頭に国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標を掲げているが、その実現には歳出・歳入両面にわたる相当の改革が必要となっている。また、国の一般会計の基礎的財政収支の改善を図った上、さらには公債残高対 GDP 比の引下げ等につなげていくよう、歳出・歳入両面からバランスのとれた財政構造改革を推進していくことが必要となっている。

財政構造改革の推進に当たっては、聖域なく歳出の削減を進めることが必要であるが、中でも、社会保障の給付と負担については、急速な少子高齢化の進展に伴い、経済の伸びを大きく上回って増大することが見込まれている。また、国の一般会計の社会保障関係費は一般歳出の約 4 割を占めており、この自然増の抑制を図ることが、我が国財政の持続可能性確保に向けた最大の構造問題となっている。

歳出・歳入両面にわたる改革については、経済財政諮問会議でも議論が始められているところであり、また、経済団体等においても様々な試算等が示されているところである。財政制度等審議会財政制度分科会においてもこれらについてヒアリングを行ってきたところであるが、その議論の中で、当審議会としても歳出・歳入両面にわたる改革について、具体的な議論を行う必要があるとの意見があったこと等を踏まえ、今回、議論の材料を提供するため、以下の試算を行った。

1：国の一般会計に係る長期試算

2：社会保障給付等に係る長期試算

- ・厚労省試算に基づく自然体の場合
- ・経済成長率並みに抑制した場合
- ・経済成長率並みに抑制したケースに加え、高齢者数等の増減や高齢者一人当たり医療費の適正化を加味した場合

3：上記 2 つの試算結果の総括

## 1. 国の一般会計に係る長期試算

- 本試算は、平成 17 年度予算を踏まえ、平成 16 年 11 月の長期試算（財政制度等審議会起草検討委員提出資料）を改定し、10 年後（2015 年度）及び 20 年後（2025 年度）の一般会計の姿を一定の前提を置いて機械的に算出したものである。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、また、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

### 前 提

#### ○ 経済前提

- ・厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し（平成 16 年 5 月）」（以下「厚労省試算」という。）を踏まえ、以下のとおり設定。

	2006 (平成 18)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009～2010 (平成 21～22)	2011～ (平成 23～)
名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
名目長期金利	1.9%	1.9%	1.9%	3.0%	3.0%

#### ○ 歳出

- ・国債費 : 上記経済前提の名目長期金利を用いて計算した利払費に定率繰入等の債務償還費等を加えて推計。
- ・その他の歳出 : 社会保障関係費については、厚労省試算を踏まえ試算、それ以外は、名目経済成長率を用いて推計。

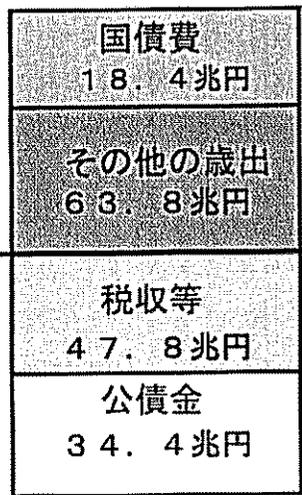
#### ○ 歳入

- ・税収等 : 税収については、名目経済成長率×弾性値 1.1（税制改正の影響等を調整）を用いて推計、その他の収入は、主要項目毎に名目経済成長率等を参考に推計。
- ・公債金 : 歳出と税収等の差額。

# 国の一般会計に係る長期試算の結果

2005年度

総額 82.2兆円



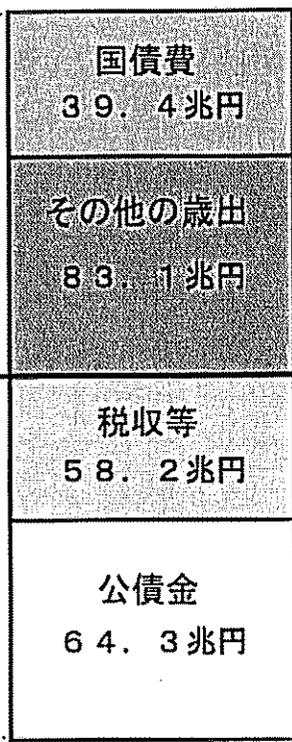
一般会計PB  
: ▲15.9兆円

GDP比 : 6.7%  
公債依存度: 41.8%

公債残高対GDP比  
105.3%

2015年度

総額 122.5兆円



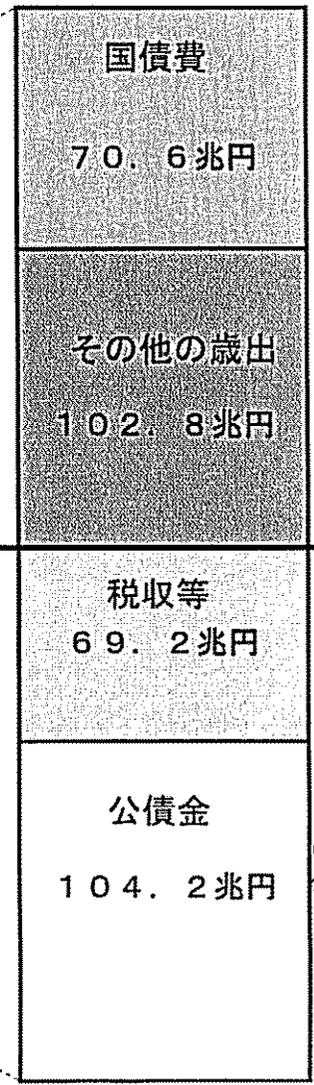
一般会計PB  
: ▲24.9兆円

GDP比 : 10.4%  
公債依存度: 52.5%

公債残高対GDP比  
150.2%

2025年度

総額 173.4兆円



一般会計PB  
: ▲33.6兆円

GDP比 : 14.4%  
公債依存度: 60.1%

公債残高対GDP比  
221.1%

## 2. 社会保障給付等に係る長期試算

- 「平成 17 年度予算の編成等に関する建議」（平成 16 年 11 月）においては、「急速な少子高齢化が進展する中で、社会保障の給付と負担の規模は、・・・経済の伸びを大きく上回って増大していき、・・・このような負担を将来世代が持続的に支えるかについては、重大な懸念がある。」さらに、「今後の社会保障制度の一体的な見直しに当たっては、こうした厳しい状況を踏まえて、・・・将来にわたり持続可能な制度を構築することが最も重要である。そのためには、年金、医療、介護等を総合的に捉え、負担の総量の抑制について、明確な目標と時間軸を国民に明らかにして改革に取り組む必要がある。具体的には、・・・中期的な観点からの社会保障給付費の目標を定め、それと整合的な形で制度改革を推進し、毎年度の歳出規模を抑制していくべきである。その検討に当たっては、社会保障全体の給付と負担のバランスを図り、それらの規模を国民経済の「身の丈」にあったものとする 것을目指し、社会保障給付の伸びを経済成長に見合う程度に抑制していくべきである。また、そのための改革は、前倒しして進めていく必要がある。」と指摘している。
- 本試算は、こうした問題意識を踏まえ、議論の材料を提供するため、仮に社会保障給付の伸びを一定の考え方に従って抑制した場合の 2015 年度及び 2025 年度の社会保障給付費等の姿を機械的に算出したものである。
- 本試算は、厚労省試算を基に、2005 年度の社会保障給付費（予算ベース）等を出発点として機械的に試算したものであり、
  - ① 厚労省試算に基づく自然体（ベースライン）、
  - ② 社会保障給付の伸び：経済成長率並みに抑制した場合（ケース 1）、
  - ③ 社会保障給付の伸び：経済成長率並みに抑制したケースに加え、高齢者数の増加等の影響を受ける給付については高齢者数等の増減率を加味するとともに、高齢者一人当たり医療費の適正化を織り込んだものとした場合（ケース 2）、のそれぞれについて試算している。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、また、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

## 前 提

### ベースライン（厚労省試算に基づく自然体）

- 2005年度については、平成17年度（2005年度）予算及び政府経済見通しに基づく。2006年度以降については、厚労省試算の伸率等に基づく。
  
- 厚労省試算の前提は以下のとおり。
  - ・ 経済前提：平成16年年金財政再計算の経済前提を基に設定（毎年度の経済前提については、下表参照。）。
  - ・ 人口推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）の中位推計による。
  - ・ 年 金：平成16年年金財政再計算に基づく。
  - ・ 医 療：一人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%平成7～11年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。
  - ・ 介 護：サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率および人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して推計。
  - ・ 介護以外の福祉等：人口や経済の伸びを勘案して推計。

#### 〔経済前提〕

	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009～2010 (平成21～22)	2011～ (平成23～)
物価上昇率	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
賃金上昇率	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
名目国民所得の伸率 名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%

- 2005年度の介護保険制度改革における食費・ホテルコストの見直しの影響等を織り込んでいる。

### ケース1（経済成長率）

- 各制度等の給付費を名目経済成長率で延伸。
- ただし、「年金」及び「介護以外の福祉等」の給付費については、試算上、ベースラインでも、2025年度までの伸率が名目経済成長率の範囲内であるため、ベースラインのまま。

（注）「介護以外の福祉等」には、生活保護費等、近年名目経済成長率を大きく上回って伸びている給付費が含まれており、「介護以外の福祉等」の給付費の伸びを名目経済成長率並みにするためには実際には抑制が必要となることが見込まれる。

### ケース2（経済成長率＋高齢者数等の増減率－高齢者一人当たり医療費の適正化）

- 「医療」のうち、
  - ・ 高齢者（70歳以上）の医療給付費については、名目経済成長率に高齢者数（70歳以上）の増加率を加味して延伸。ただし、現在、一人当たり一般医療費（年間）の約5倍となっている高齢者一人当たり医療費（年間）を2015年度までに4倍となるよう適正化、
  - ・ 一般の医療給付費については、名目経済成長率に若年者数（70歳未満）の減少率を加味して延伸。
- 「介護」の給付費については、名目経済成長率に高齢者数（65歳以上）の増加率を加味して延伸。
- 「年金」及び「介護以外の福祉等」の給付費については、試算上、ベースラインでも、2025年度までの伸率が名目経済成長率の範囲内であるため、ベースラインのまま。

※ ケース1及びケース2の公費負担については、各制度等の給付費の縮減割合と同じ割合でベースラインから縮減。

## 社会保障給付等に係る長期試算の結果

- 本試算によれば、社会保障給付費は、2005年度時点の88兆円（国民所得比（以下「NI比」という。）23%）が、ベースラインでは、2025年度には151兆円（NI比28%）まで増加することとなる。これが、
  - ① ケース1（経済成長率）の場合には、122兆円（NI比23%）となり、ベースラインに比べ、約2割（▲29兆円）抑制されることとなり、
  - ② ケース2（経済成長率＋高齢者数等の増減率－高齢者一人当たり医療費の適正化）の場合には、128兆円（NI比24%）となり、ベースラインと比べ、約15%（▲23兆円）抑制されることとなる。
  
- したがって、ケース1の場合、給付費のNI比は増加しないが、高齢者数の増等による給付の伸びは、公的給付の抑制により対応することが必要となる。

また、ケース2の場合、高齢者数の増による給付の伸びを一定程度認めることとなるため、その分、支え手の負担が増加することとなる。ケース2では、現在、一人当たり一般医療費の約5倍となっている高齢者一人当たり医療費について、諸外国では2～4倍となっていること等を踏まえ、最低限4倍となるまで適正化・効率化を図ることとしているが、支え手の負担増を更に抑制するためには、社会保障給付の更なる合理化・適正化を織り込む必要がある。
  
- また、公費負担でみると、ベースラインでは、2025年度時点で59兆円まで増加することとなる。これが、
  - ① ケース1の場合には、43兆円（▲16兆円）、
  - ② ケース2の場合には、46兆円（▲12兆円）となる。

これらの規模を現時点の価値に置き直して具体的にイメージするために、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、機械的に消費税率で換算（2025年度時点の消費税率1%当たりの税収を約3.6兆円として計算）すると、ベースラインでは、2025年度時点の公費負担は約16%に相当することとなる。これが、

  - ① ケース1では、約12%に相当することとなり、消費税率4%相当分の抑制となり、
  - ② ケース2では、約13%に相当することとなり、消費税率3%相当分の抑制となる。

なお、仮に消費税率の引上げにより対応する場合、各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等が生ずるので、さらにそれを賄うための財源が必要となることに留意する必要がある。

○ 本試算の結果は、社会保障給付の伸びを経済成長率並みまで抑制すれば、支え手の負担水準の大幅な上昇を一定程度抑制できることを示している。

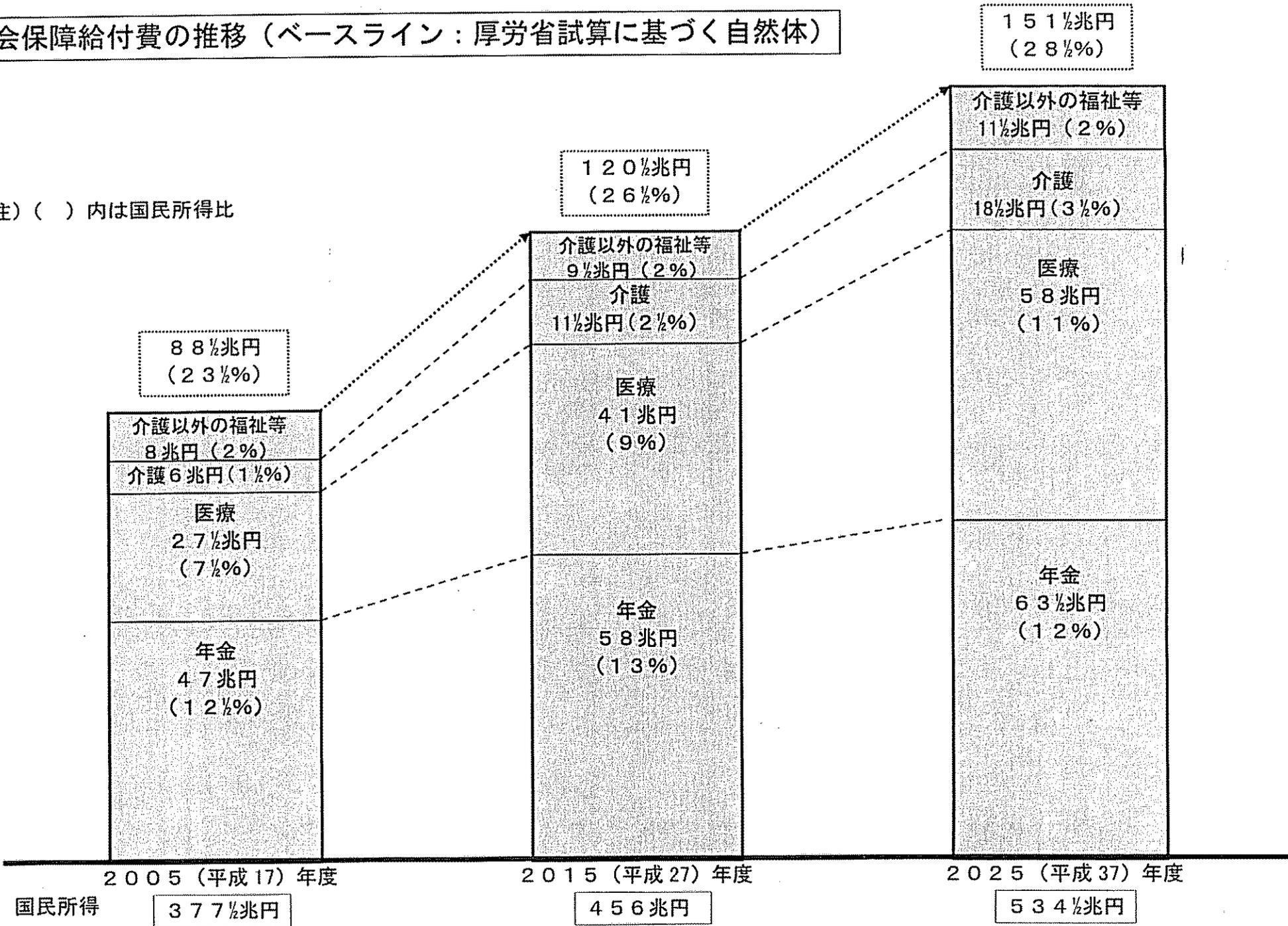
しかしながら、この場合でも公費負担の額は多額であり、いずれにせよ、これを賄うための安定した財源の確保が持続可能な社会保障制度を構築するためには必要となることもあわせて示している。

また、やむを得ず「高齢者数の増」を一定程度勘案する場合には、更なる財源の確保が必要となり、経済とのバランスの観点からは、高齢者一人当たり医療費の適正化をはじめ、各般の合理化・適正化を更に進めることにより、高齢化による影響を吸収し、社会保障給付の伸びをできる限り抑制する必要があることを示している。

○ 以上を踏まえれば、今後、社会保障給付費を具体的にどのように抑制していくか、さらには、社会保障給付費をできる限り抑制した場合でも多額となると見込まれる公費負担をどのように賄っていくのかなどについて幅広く議論し、将来にわたり持続可能で安定的な社会保障制度を構築していくことが重要である。

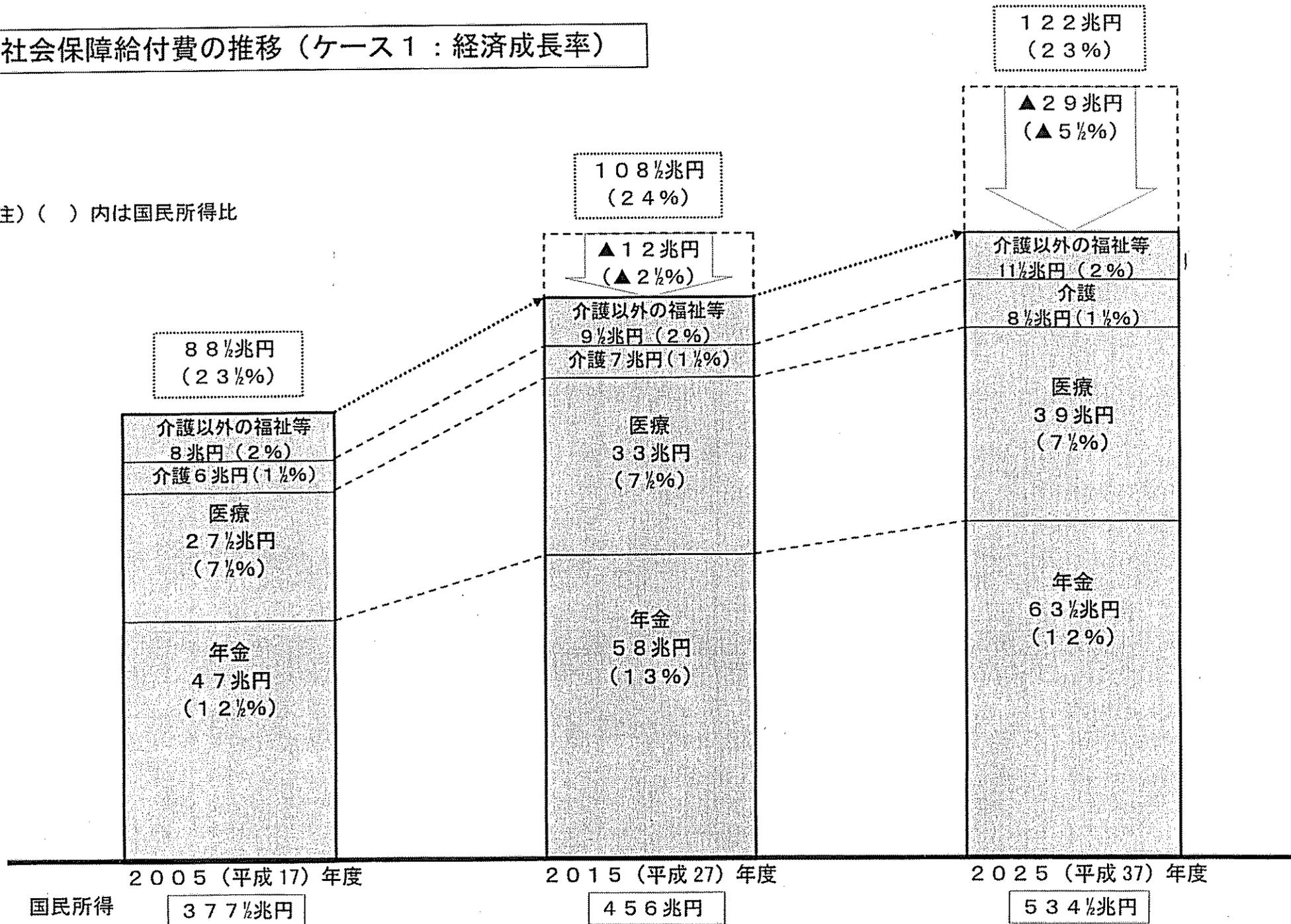
社会保障給付費の推移（ベースライン：厚労省試算に基づく自然体）

(注) ( ) 内は国民所得比



# 社会保障給付費の推移（ケース1：経済成長率）

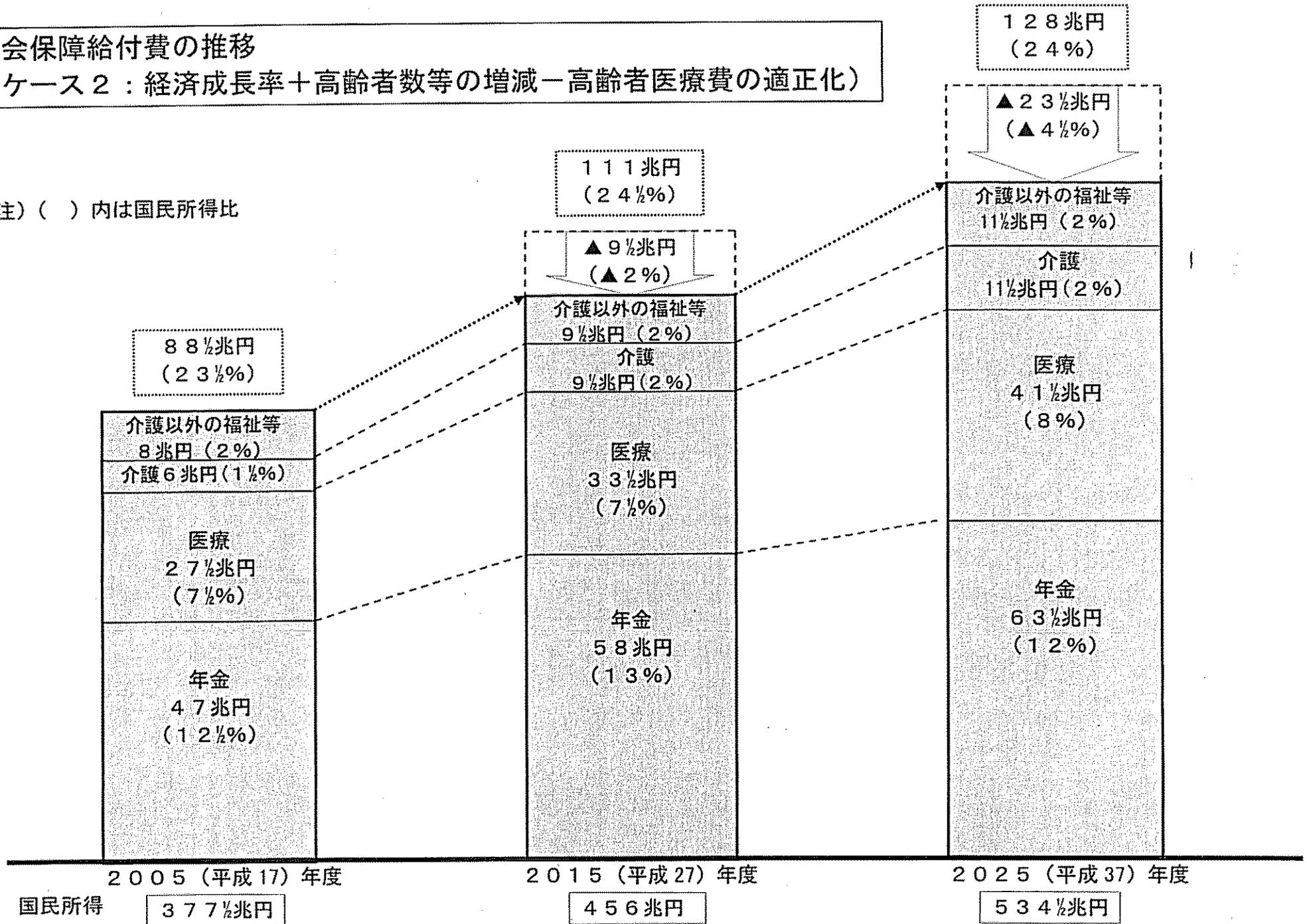
（注）（ ）内は国民所得比



# 社会保障給付費の推移

(ケース2：経済成長率＋高齢者数等の増減－高齢者医療費の適正化)

(注) ( ) 内は国民所得比

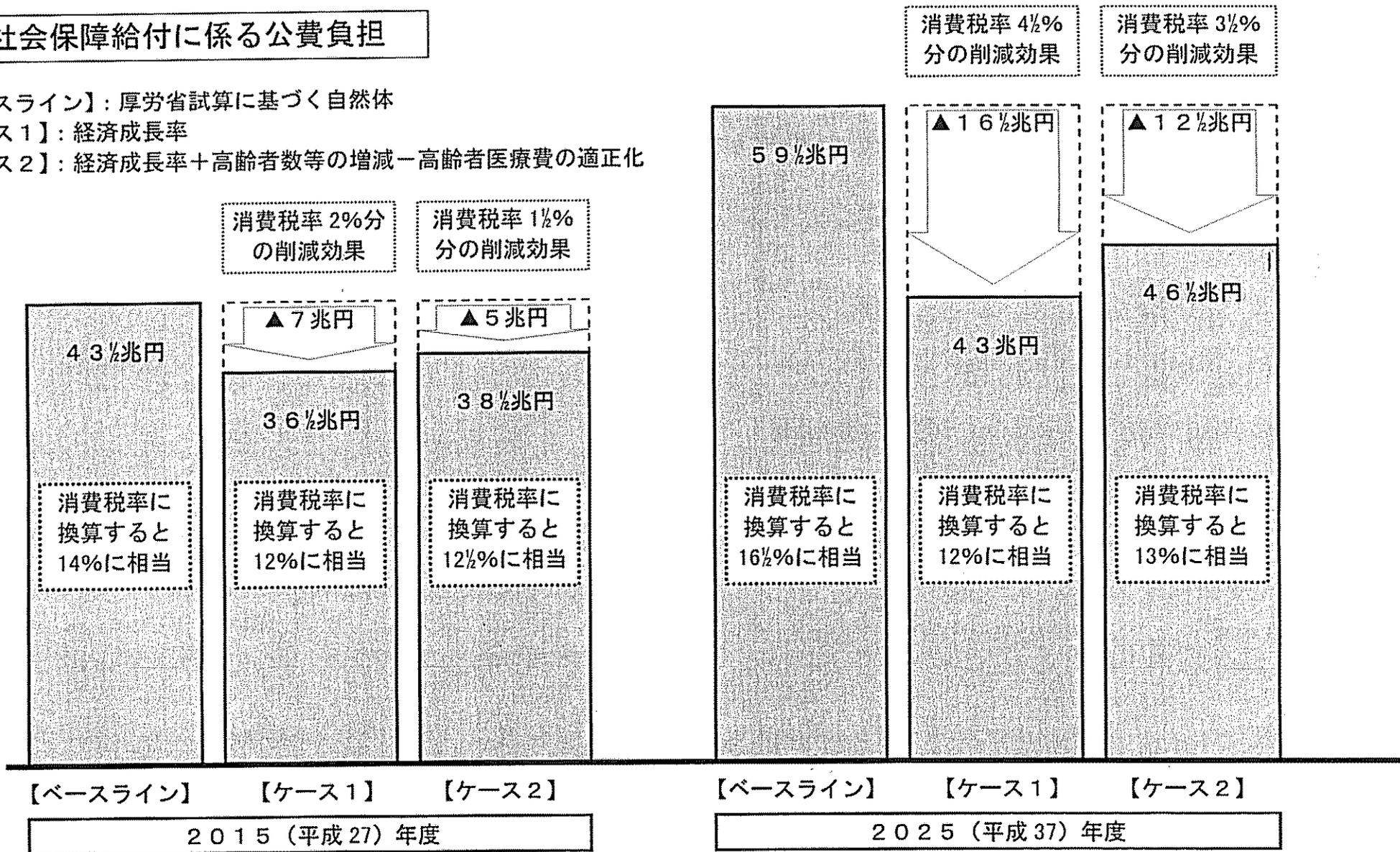


# 社会保障給付に係る公費負担

【ベースライン】：厚労省試算に基づく自然体

【ケース1】：経済成長率

【ケース2】：経済成長率＋高齢者数等の増減－高齢者医療費の適正化



(注1) 上記の消費税率換算は、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、消費税率1%当たり約3.1兆円(2015年度)、約3.6兆円(2025年度)として機械的に計算したもの。仮に、2005年度における公費負担の国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を用いて、機械的に社会保障給付に係る公費負担額を基に国庫負担相当額を消費税率に換算すると、2015年度では、ベースラインで19%、ケース1で16%、ケース2で17%に相当することとなり、2025年度では、ベースラインで22%、ケース1で16%、ケース2で17%に相当することとなる。

(注2) 上記の消費税率換算は、公費負担の規模を具体的にイメージするために行ったものであり、仮に公費負担を消費税率の引上げにより賄う場合、各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等が生ずるので、所要消費税率は上記の消費税率換算した数値よりさらに増加することに留意が必要である。

### 3. 試算結果の総括

- 「国の一般会計に係る長期試算」によれば、2015年度時点の一般会計の基礎的財政収支の赤字額は24.9兆円、公債発行額は64.3兆円（公債依存度52.5%）、公債残高対GDP比は150.2%となっている。
- 同試算によって算出された赤字額を前提に、昨年と同様、2015年度時点で国の一般会計の基礎的財政収支を均衡させることを想定すると、仮に歳出削減のみで均衡を実現するためには、10年後の歳出規模（国債費を除く）を試算結果に比べ約3割圧縮する必要がある（83.1兆円→58.2兆円）。
- 他方、仮に増収のみで基礎的財政収支の均衡を実現するためには、10年後の歳入（公債金収入を除く）は試算結果に比べて約4割増加している必要がある（58.2兆円→83.1兆円）。

これを、昨年の長期試算と同様、消費税率引き上げにより対応すると仮定した場合、現行の消費税率の国・地方の配分割合を仮置きすると、消費税率の引き上げ幅は、現行の5%から約19%への約14%（注1、2）に相当することになる。なお、消費税率の引き上げは、一般会計歳出のうち課税対象経費を増加させるのみならず、消費者物価の上昇を通じて年金給付の増額等の歳出拡大要因となるため、実際に消費税率引き上げのみで基礎的財政収支の均衡を実現するためには、機械的試算が示す以上の引き上げ幅（ $\alpha$ ）が必要となることに留意が必要である（注3）。
- 「社会保障給付等に係る長期試算」においては、社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制した場合の2015年度時点の社会保障給付に係る公費負担は、その規模を具体的にイメージするために、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、機械的に消費税率で換算すると約12%に相当することが示されている。
- ちなみに、この12%と、上記に示された基礎的財政収支を均衡させるための税率水準を比較すると、少なくとも7%（ $19\% + \alpha - 12\%$ ）の乖離がある。

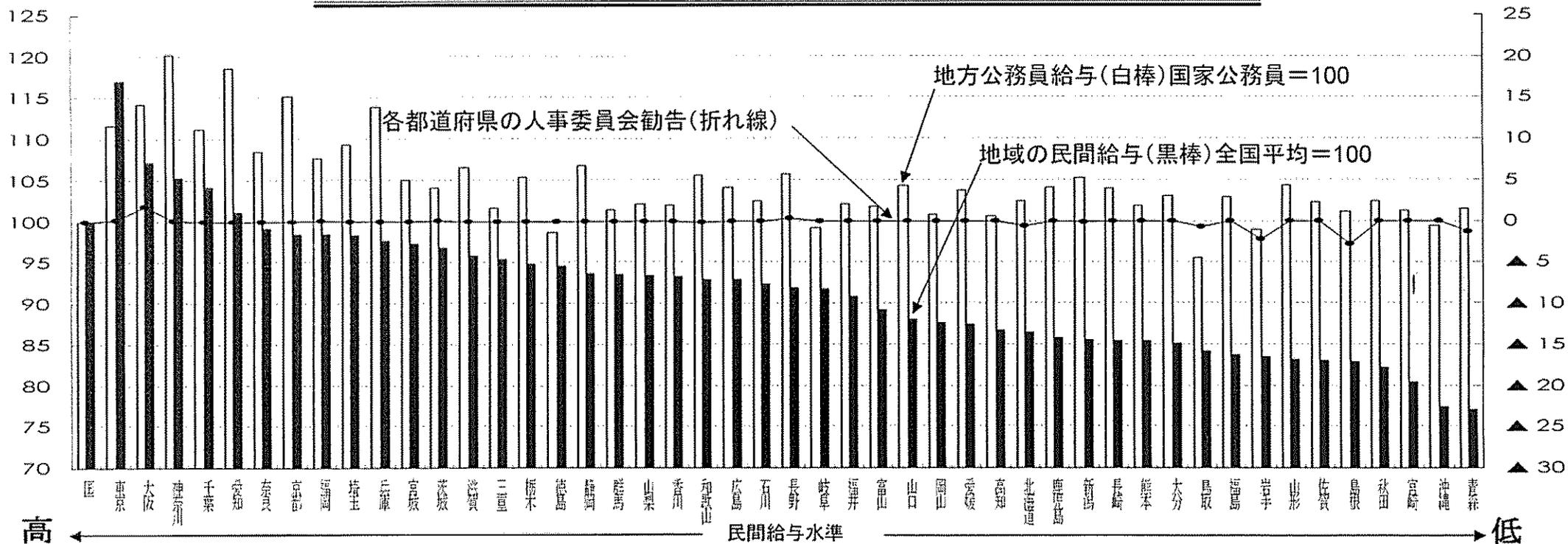
仮に、社会保障給付の伸びを経済成長率並みに抑制できたとすれば、この乖離を縮減する効果があるが、これを勘案したとしても、なお少なくとも5%程度（ $5\% + \alpha$ ）の乖離が残る（注4）。この乖離を解消し、一般会計の基礎的財政収支を均衡させるだけのためにも、一層の歳出改革や税収増など、歳入・歳入全般にわたり、更なる改革努力が必要となる。

○ 基礎的財政収支が均衡したとしても、名目長期金利が名目経済成長率を上回る場合には、公債残高対GDP比が上昇を続けることにも留意が必要である。さらに、仮に公債残高対GDP比を一定に保つことができたとしても、残高の水準は現状を上回る国際的にみても異例なレベルであり、この引き下げを実現していく必要がある。

○ 財政の歳出・歳入の一体的な改革については、現在、経済財政諮問会議等で議論が始められているところであるが、今後とも、民需主導の持続的な成長をもたらす構造改革を推進しつつ、社会保障をはじめあらゆる歳出について厳しく縮減を図るとともに、いかにして歳入が確保されるかについても広く議論すること等を通じ、まず第一段階として基礎的財政収支を黒字化し、更に、公債残高対GDP比を引き下げていくなど、歳出・歳入両面からの財政構造改革を着実に進めていくことが必要である。

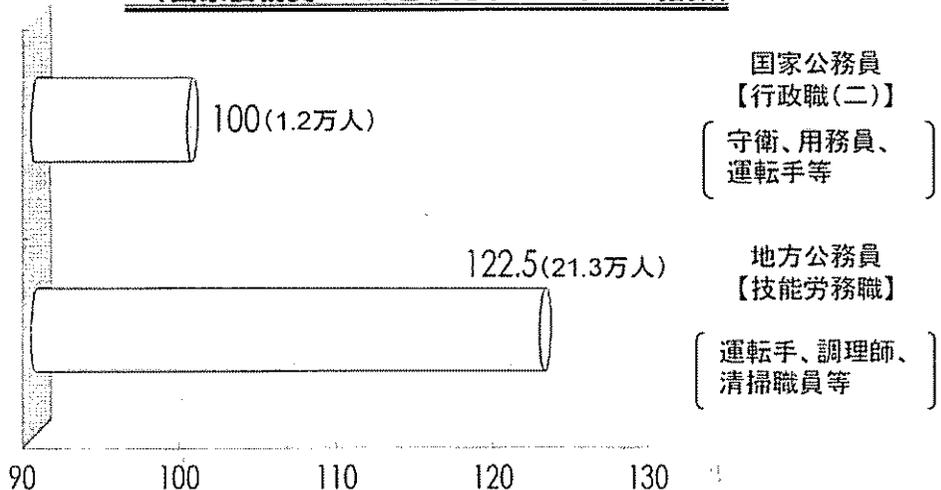
- (注) 1. 2025年度時点の赤字額を前提とした場合、同様の仮定に基づけば、消費税率の引上げ幅は、現行の5%から約22%への約17%に相当することになる。
2. 消費税率引上げによる税収増をすべて国に配分すると仮置きすると、消費税率の引上げ幅は、その分(2015年度で約6%、2025年度で約8%)縮小することになる。
3. 例えば、平成6年5月の「税制改革に関する機械的試算」(政府税制調査会提出資料)においては、課税対象経費に伴う歳出増だけで、消費税収は約7分の1実質的に目減りすると見込まれていた。
4. 社会保障以外の歳出の削減のみにより、この5%程度の乖離を解消して一般会計の基礎的財政収支を均衡させることを想定すると、10年後の社会保障以外の歳出規模(国債費を除く)を「国の一般会計に係る長期試算」の試算結果に比べ約2割程度圧縮することが必要となる。

# 国家公務員と地方公務員・民間企業と地方公務員の給与比較（都道府県別）

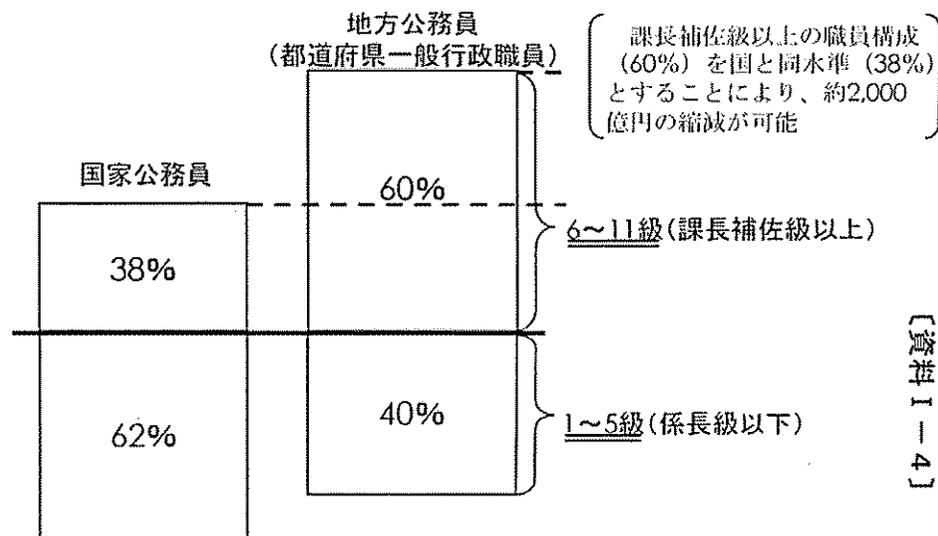


(注) 公務員給与は、国家公務員にあっては16(2004)年の人事院勧告において示された公務員給与、地方公務員にあっては16(2004)年の各都道府県人事委員会勧告において示された職員の給与により指数化したものである。民間企業給与は厚生労働省「平成16年賃金構造基本統計調査」（全産業、企業規模100人以上（推計）、男性労働者）により算定し、1,000人以上及び100人～999人の額をもとに加重平均により算出した。また、人事院及び人事委員会の給与勧告は、官民の給与比較を単純な官民給与の平均値によるのではなく、職種、役職段階、学歴、年齢等を同じくする者向上を対比させて比較（ラスパイレース方式）し、その結果算出された官民較差に基づき行われている。

## 国家公務員と地方公務員の給与水準の比較 (国家公務員=100としたラスパイレース指数)



## 級別職員構成（一般行政職）



# ラスパイレス指数の限界

※公表されているラスパイレス指数は、低下してきているが、そもそもラスパイレス指数には以下の限界がある。

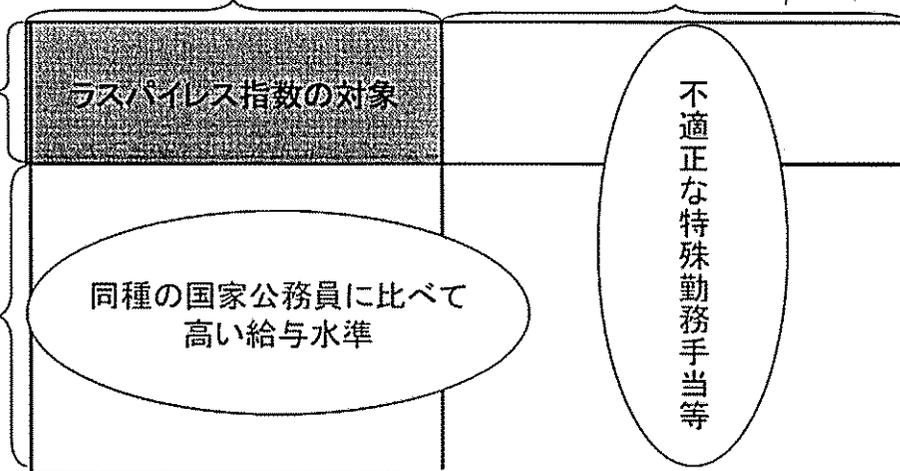
- ① 地方公務員の3割にしか過ぎない一般行政職に限った給与水準比較  
⇒ 技能労務職は対象外
- ② 給与関係経費の5割弱にしか過ぎない「給料」(本俸)のみを比較  
⇒ 特殊勤務手当等は対象外
- ③ 級別職員構成の歪みを反映しない。
- ④ 地域の民間給与との比較は視野に入れていない。

給料 約10.7兆円  
(全体の5割弱)

手当・共済組合負担金等  
約12.3兆円

一般行政職員  
約88万人  
(全体の3割)

技能労務職、  
教職員等  
約179万人



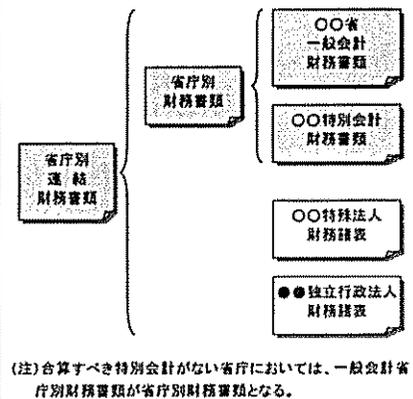
(注) データは、「平成16年度地方財政計画」及び「平成15年地方公務員給与実態調査」(普通会計ベース)

# 省庁別財務書類について

## ○ 作成目的

各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化、適正化に資する財務情報を提供すること等を目的。

## ○ 省庁別財務書類の構成



## ○ 連結財務書類

- ・ 連結対象法人
- ・ 特殊法人、認可法人及び独立行政法人等

### ・ 連結基準

・ 各省庁が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結(監督権限及び財政支出の有無により判断)。

## ○ 体系

### 貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	⋮	
出資金	xxx	⋮	
⋮		負債合計	xxx
⋮		<資産・負債差額の部>	
資産合計	xxx	資産・負債差額	xxx
		負債及び資産負債差額合計	xxx

会計年度末において各省庁に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成。

### 業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
⋮	
本年度業務費用合計	xxx

各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成。

### 資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
⋮	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成。

### 区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

各省庁の財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成。

## ○ 公債関連計数の配分(参考情報)の考え方

	公債残高		新規発行債		利払費	
	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債	建設公債	特例公債
ケース1	資産額	歳出決算額*	公債発行対象経費	歳出決算額*	公債残高(資産額)	公債残高(歳出決算額)
ケース2	資産・負債差額	歳出決算額*(3年累計)			公債残高(資産・負債差額)	

\*歳出決算額は、公債発行対象経費控除後の計数である。

## ○ 一般会計の所管及び所管の特別会計

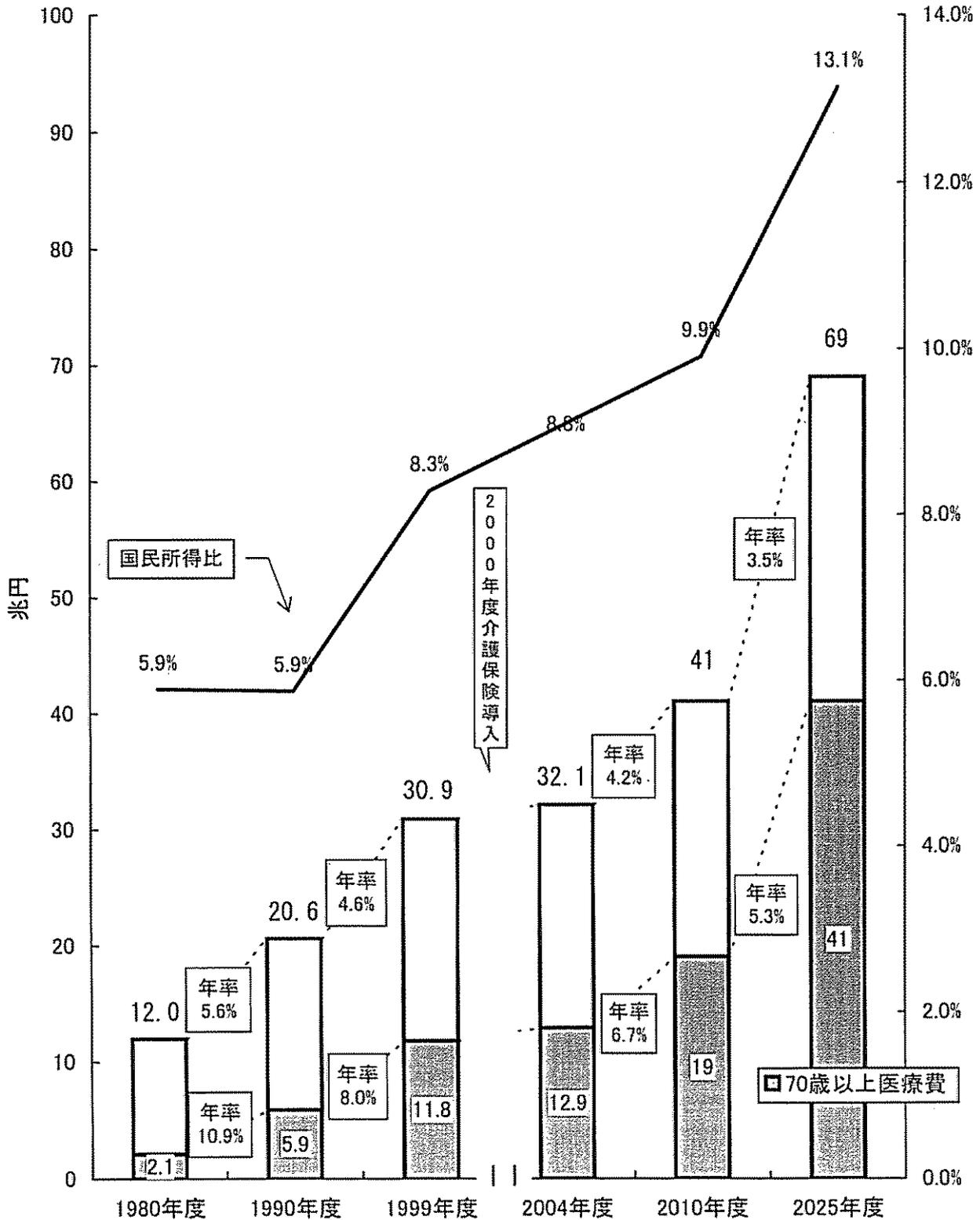
所管	特別会計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交通安全対策特別交付金勘定)
総務省	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政融資資金特別会計 外国為替資金特別会計 国債整理基金特別会計
文部科学省	電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup>
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及漁業共済保険特別会計 国営土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計
経済産業省	貿易再保険特別会計 特許特別会計 電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup> 石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 治水特別会計 港湾整備特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計 空港整備特別会計
環境省	石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>

(注1) 電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

(注2) 石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計の石油及びエネルギー供給構造高度化勘定については、経済産業省及び環境省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

(注3) 独立行政法人化等により廃止される特別会計については、作成対象から除外。

## 一 国民医療費の推移と見通し



(注) 1999年度までは実績。2004年度は予算ベース。2010年度及び2025年度は「社会保障の給付と負担の見通し」(16年5月、厚生労働省)による。

## 老人・若人別 1 人当たり医療費の国際比較

諸外国の老人一人当たり医療費は、若人の 2~4 倍程度

日 本 (1997)	4.90
アメリカ (1995)	4.60
イギリス (1997)	3.35
ド イ ツ (1994)	2.68
フランス (1991)	2.96

(出典) 「OECD HEALTH DATA (2002)」 (OECD)

- (注)
1. 医療費については、各国の制度、統計データの定義などの相違から単純に比較することは困難であるが、一定の前提を置いて（総医療費で比較）、あえて比較を試みたものである。
  2. イギリスはイングランドのみのデータである。
  3. ドイツは公的支出に限ったデータである。
  4. フランスは 60 歳以上の 1 人当たり総医療費の 0~59 歳の 1 人当たり総医療費に対する割合である。

## 都道府県別1人当たり老人医療費及び平均寿命

○1人当たり老人医療費(2002年度) (単位:円)

	金額	順位		金額	順位
北海道	898,932	2	滋賀県	679,994	33
青森県	681,925	30	京都府	803,050	8
岩手県	648,281	39	大阪府	861,190	3
宮城県	680,669	31	兵庫県	744,923	19
秋田県	676,179	36	奈良県	705,306	26
山形県	625,140	45	和歌山県	716,140	24
福島県	685,900	29	鳥取県	680,602	32
茨城県	647,061	40	島根県	677,001	35
栃木県	637,536	43	岡山県	754,043	16
群馬県	648,759	38	広島県	837,106	5
埼玉県	689,455	28	山口県	771,392	14
千葉県	635,917	44	徳島県	747,837	17
東京都	746,293	18	香川県	771,141	15
神奈川県	691,100	27	愛媛県	731,946	21
新潟県	617,439	46	高知県	823,565	6
富山県	722,520	23	福岡県	904,564	1
石川県	808,473	7	佐賀県	798,006	10
福井県	726,272	22	長崎県	858,997	4
山梨県	641,453	41	熊本県	788,420	11
長野県	596,480	47	大分県	787,682	12
岐阜県	679,033	34	宮崎県	710,326	25
静岡県	638,391	42	鹿児島県	799,094	9
愛知県	738,714	20	沖縄県	774,263	13
三重県	650,158	37	全 国	736,512	

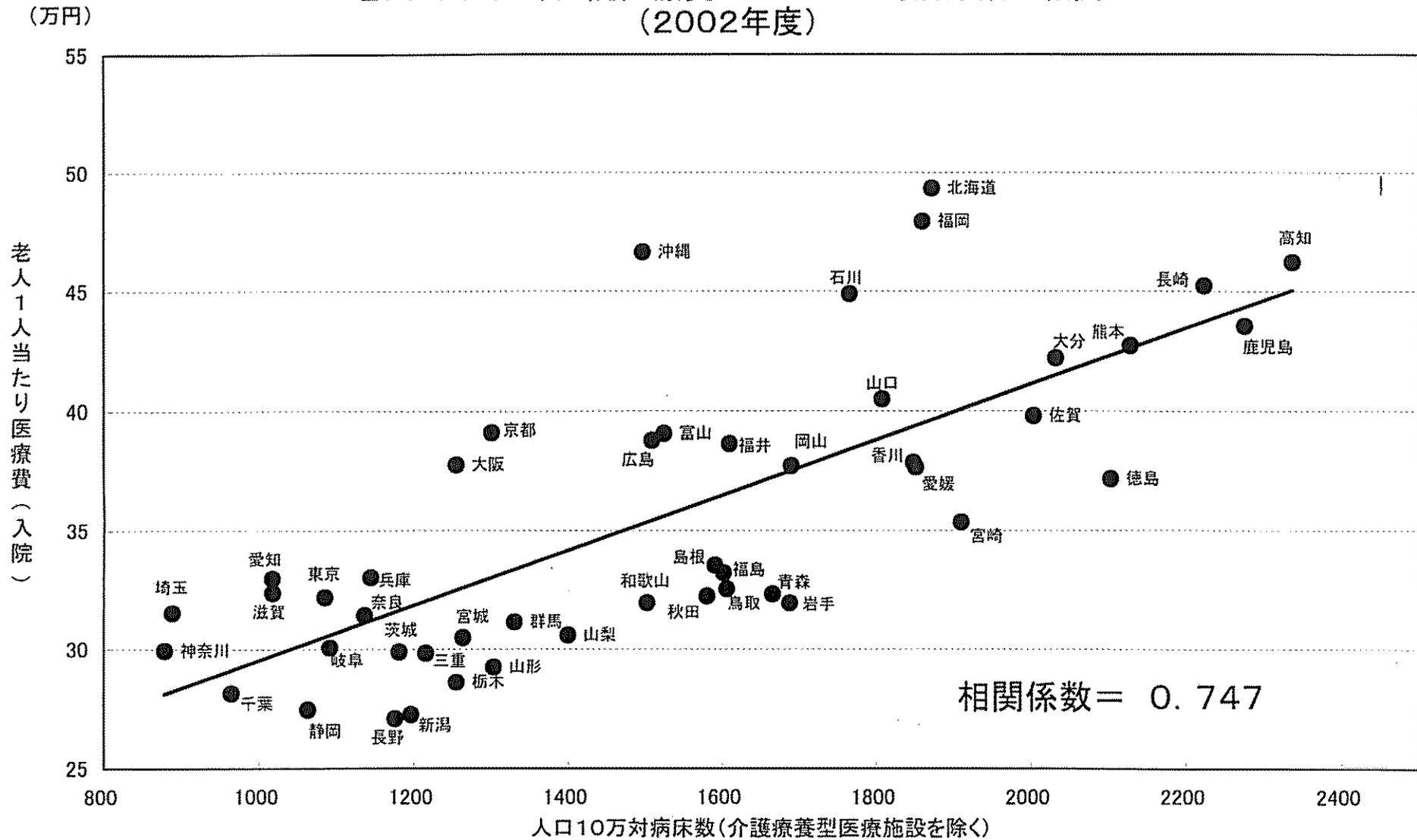
出典:平成14年度老人医療事業年報(厚生労働省保険局調査課)

○平均寿命(2000年) (単位:歳)

	男性	順位	女性	順位		男性	順位	女性	順位
北海道	77.55	28	84.84	18	滋賀県	78.19	6	84.92	15
青森県	75.67	47	83.69	47	京都府	78.15	7	84.81	20
岩手県	77.09	39	84.60	29	大阪府	76.97	43	84.01	46
宮城県	77.71	23	84.74	24	兵庫県	77.57	27	84.34	38
秋田県	76.81	46	84.32	40	奈良県	78.36	3	84.80	21
山形県	77.69	24	84.57	31	和歌山県	77.01	41	84.23	41
福島県	77.18	37	84.21	43	鳥取県	77.39	31	84.91	16
茨城県	77.20	35	84.21	44	島根県	77.54	29	85.30	5
栃木県	77.14	38	84.04	45	岡山県	77.80	21	85.25	6
群馬県	77.86	20	84.47	35	広島県	77.76	22	85.09	12
埼玉県	78.05	10	84.34	37	山口県	77.03	40	84.61	28
千葉県	78.05	11	84.51	32	徳島県	77.19	36	84.49	33
東京都	77.98	15	84.38	36	香川県	77.99	14	84.85	17
神奈川県	78.24	5	84.74	23	愛媛県	77.30	32	84.57	30
新潟県	77.66	25	85.19	9	高知県	76.85	45	84.76	22
富山県	78.03	12	85.24	7	福岡県	77.21	34	84.62	27
石川県	77.96	16	85.18	10	佐賀県	76.95	44	85.07	13
福井県	78.55	2	85.39	2	長崎県	77.21	33	84.81	19
山梨県	77.90	19	85.21	8	熊本県	78.29	4	85.30	4
長野県	78.90	1	85.31	3	大分県	77.91	17	84.69	25
岐阜県	78.10	9	84.33	39	宮崎県	77.42	30	85.09	11
静岡県	78.15	8	84.95	14	鹿児島県	76.98	42	84.68	26
愛知県	78.01	13	84.22	42	沖縄県	77.64	26	86.01	1
三重県	77.90	18	84.49	34	全 国	77.71		84.62	

出典:平成12年都道府県別生命表(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 老人1人当たり入院医療費と人口10万対病床数の相関 (2002年度)



- (注) 1. 入院医療費は、入院時食事療養費を含む。(平成14年度実績値)  
 2. 人口10万対病床数は、10月1日の病院病床数と一般診療所病床数の合計から、介護療養型医療施設の病床数を減じ、総務省統計局による10月1日現在推計人口をもとに人口10万人に対する病床数を算出したものである。

## 病床数と平均在院日数の国際比較(2000年)

	日本 (2003年)	米国	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
病床数	164.7万床	98.4万床	24.3万床	74.9万床	48.6万床	3.2万床
(人口千人あたり)	12.8床	3.6床	4.1床	9.1床	8.2床	3.6床
平均在院日数	28.3日 [20.7日]	6.6日 (2002年)	8.1日 (2002年)	11.6日 (2001年)	13.5日 (2001年)	6.2日 (2002年)

(資料)我が国については、病床数、平均在院日数とも「医療施設(動態)調査・病院報告(平成15年)」  
 諸外国については、病床数は「OECD Health Data 2002」、平均在院日数は「OECD Health Data 2004」  
 ただし、ドイツの平均在院日数については、「OECD Health Data 2003」

(注1)我が国の平均在院日数は、療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床(経過的旧療養型病床群を含む。)の平均在院日数  
 なお、[]内の数値は、一般病床等(一般病床及び経過的旧療養型病床を除く旧その他病床)の平均在院日数

(注2)諸外国の病床の定義は、基本的にOECDの統計に従った。

ドイツ:急性期病床、精神・神経病床、リハビリ病床

フランス:急性期病床、長期病床、精神病床、中毒病床(薬物、アルコール)、リハビリ病床

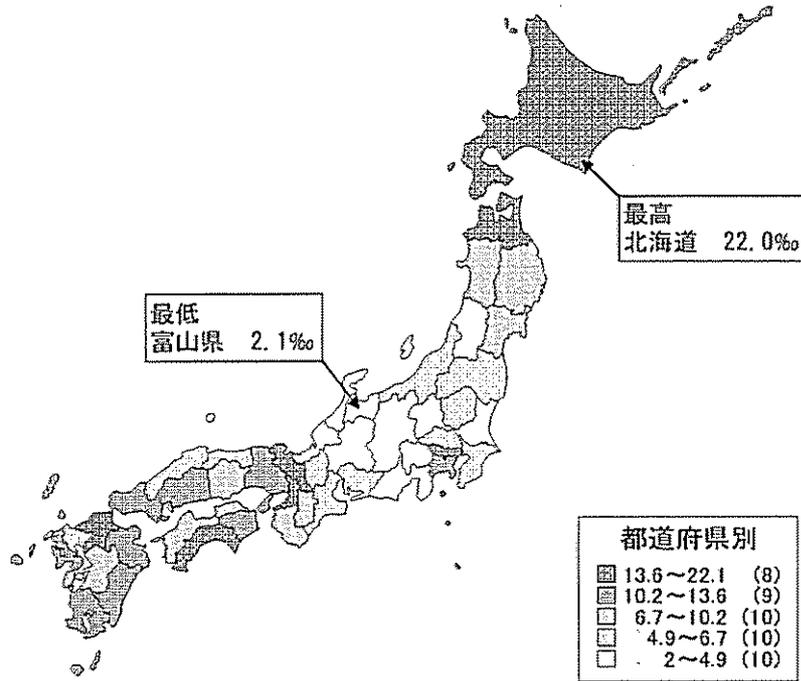
イギリス:NHS(National Health Service)の全病床

アメリカ:AHA(American Hospital Association)に登録されている全病院の病床

都道府県別保護率の状況

地域別にみた保護率 (平成15(2003)年度)

	15年度 (2003)
全国	10.5%
1 北海道	22.0
2 青森県	14.5
3 岩手県	6.7
4 宮城県	6.8
5 秋田県	9.9
6 山形県	4.0
7 福島県	6.4
8 茨城県	4.8
9 栃木県	5.6
10 群馬県	4.0
11 埼玉県	6.3
12 千葉県	6.5
13 東京都	14.1
14 神奈川県	10.3
15 新潟県	4.9
16 富山県	2.1
17 石川県	4.1
18 福井県	2.6
19 山梨県	3.5
20 長野県	2.9
21 岐阜県	2.9
22 静岡県	3.7
23 愛知県	5.3
24 三重県	6.6
25 滋賀県	5.5
26 京都府	17.3
27 大阪府	21.5
28 兵庫県	13.0
29 奈良県	10.2
30 和歌山県	9.8
31 鳥取県	7.0
32 島根県	5.0
33 岡山県	9.3
34 広島県	10.4
35 山口県	10.2
36 徳島県	13.0
37 香川県	9.1
38 愛媛県	9.9
39 高知県	19.1
40 福岡県	17.6
41 佐賀県	6.5
42 長崎県	13.6
43 熊本県	8.2
44 大分県	12.1
45 宮崎県	10.6
46 鹿児島県	13.2
47 沖縄県	14.2



上位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	大阪市 23.1%	大阪市 25.5%	大阪市 28.2%	大阪市 31.3%	大阪市 35.4%
2	高知市 21.1	旭川市 23.0	旭川市 24.6	旭川市 26.4	旭川市 28.4
3	京都市 19.7	高知市 21.9	高知市 23.7	高知市 25.4	高知市 27.4
4	札幌市 19.7	札幌市 21.0	札幌市 22.1	札幌市 23.5	札幌市 25.0
5	神戸市 17.5	京都市 20.2	京都市 21.1	神戸市 22.8	神戸市 24.7
6	福岡県 16.8	神戸市 18.8	神戸市 20.6	京都市 22.7	京都市 24.2
7	北海道 16.5	福岡県 17.2	福岡県 17.6	堺市 19.3	堺市 21.2
8	福岡市 15.3	北海道 16.7	北海道 17.6	北海道 18.6	北海道 19.7
9	高松市 13.9	福岡市 15.8	堺市 17.3	福岡県 18.3	福岡県 19.2
10	堺市 13.7	堺市 15.4	福岡市 16.3	福岡市 16.9	長崎市 17.8

下位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	岐阜県 1.2%	岐阜県 1.4%	岐阜県 1.5%	富山県 1.7%	富山県 1.7%
2	富山県 1.6	富山県 1.6	富山県 1.6	岐阜県 1.7	岐阜県 1.8
3	静岡県 2.1	静岡県 2.2	愛知県 2.4	愛知県 2.5	岡崎市 2.3
4	富山市 2.1	愛知県 2.3	富山市 2.4	福井県 2.5	福井県 2.6
5	愛知県 2.1	富山市 2.3	福井県 2.4	静岡県 2.6	愛知県 2.7
6	福井県 2.1	福井県 2.3	静岡県 2.4	長野県 2.7	静岡県 2.8
7	石川県 2.3	長野県 2.4	長野県 2.5	富山市 2.7	長野県 2.8
8	長野県 2.3	石川県 2.5	新潟県 2.7	豊田市 2.9	豊田市 2.9
9	豊田市 2.3	長野市 2.5	長野市 2.8	新潟県 3.0	富山市 2.9
10	新潟県 2.4	新潟県 2.6	石川県 2.8	長野市 3.0	新潟県 3.3

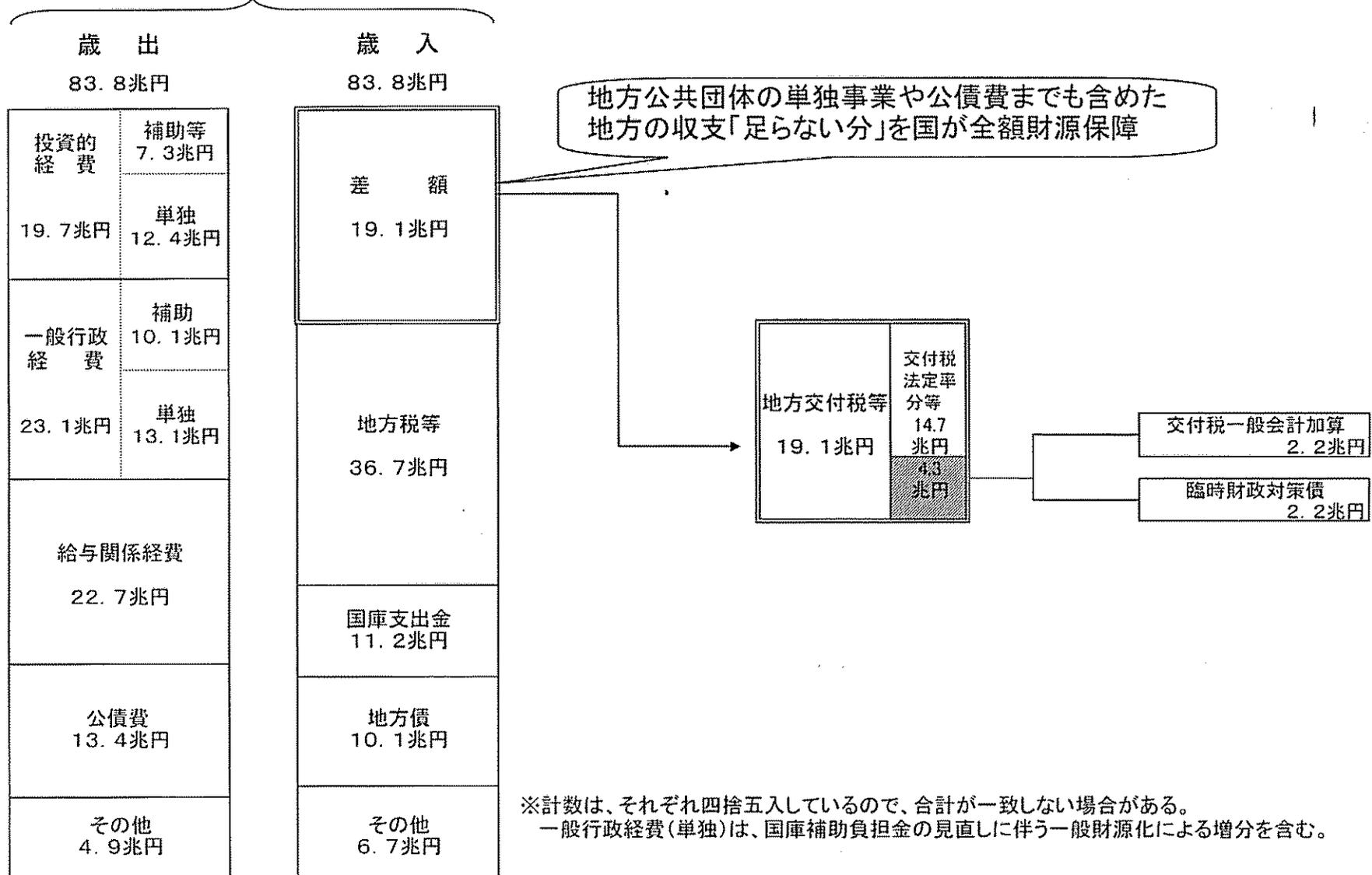
資料：福祉行政報告例  
※各都道府県の保護率は指定都市・中核市を含む数値

資料：福祉行政報告例  
※都道府県(指定都市・中核市を除く)・指定都市・中核市別の保護率

## マクロ(総体としての地方)についての財源保障(歳入歳出差額補てん)

交付税総額の決定システム＝交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる

地方財政計画(平成17年度)



# 「透 明」

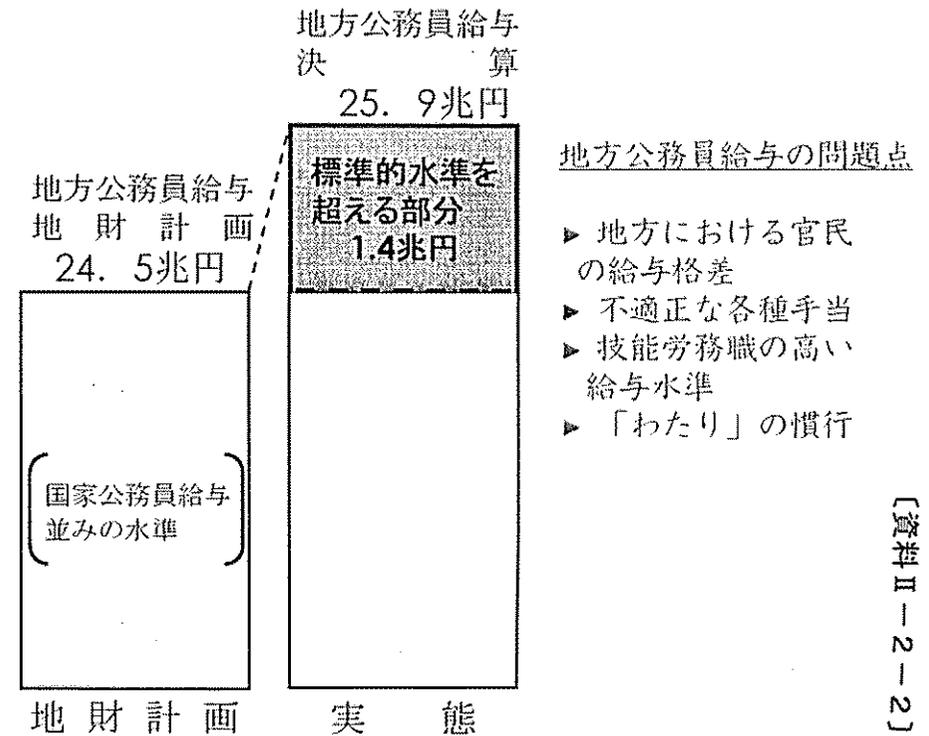
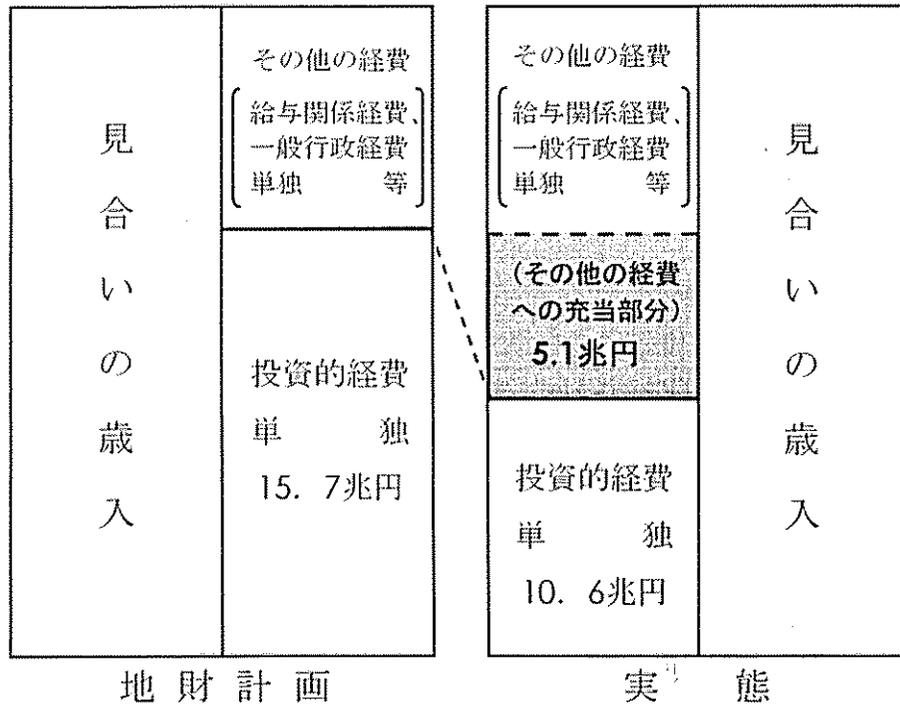
地財計画歳出各項目の内訳・積算・実態を明らかにし、納税者・国民の視点に立って、真に財源保障すべきものに限定・適正化

⇒ 「投資単独事業」の過大計上(5.1兆円)を適正化することを通じ、標準的水準を超える「地方公務員給与」(1.4兆円)等を是正

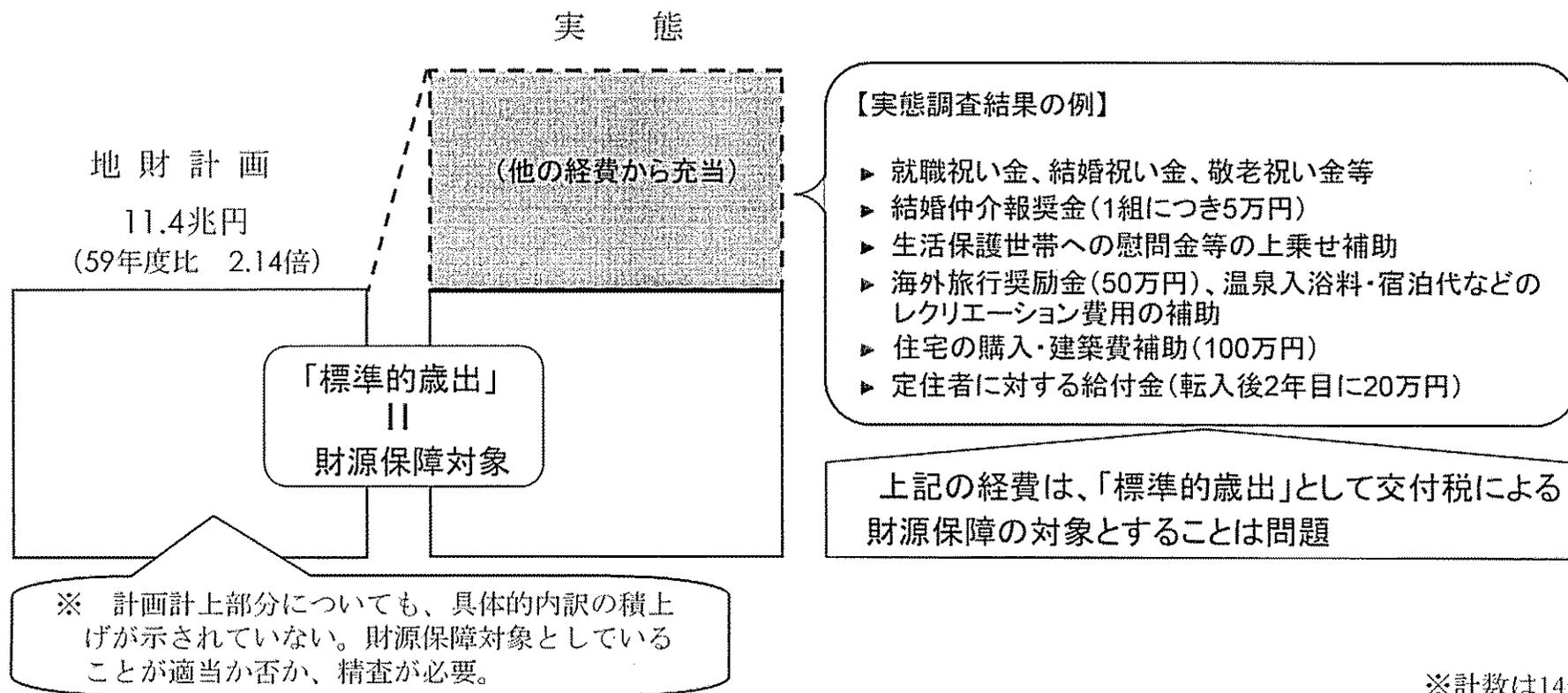
- ↓ 給与関係経費 ⇒ 情報公開を進めつつ、給与水準の見直し、諸手当の適正化、地財計画計上人員の一層の削減等
- ↓ 一般行政経費単独 ⇒ 既存の計画計上額を含め、経費の具体的内訳・積算・実態を明らかにし、必要性を精査

○ 「投資単独事業」の過大計上により確保された財源が給与等に充当されている。

○ 「地方公務員給与」の実態は、地財計画を大きく上回っている。



- 「一般行政経費単独」についても実態が計画を大きく上回っており、標準的歳出を超える事業が行われている。



- 計画額を上回って支出されている経費は、地財計画に計上されないような「標準的な水準」を超える事業に係る経費であり、そもそも国による財源保障の対象とすることが不適当なもの。
- 従って、「投資単独事業」の過大計上を適正化する場合に、「地方公務員給与」や「一般行政経費単独」について、実態として支出がなされているからといって、それをベースに「一体的是正」と称して安易に計画計上額を増やすことは、徒な財源保障範囲の拡大となり不適当

# 「簡 素」

複雑で入り組んでいる交付税の仕組みを、簡素で、国民に分かり易い仕組みに改める。

## 基準財政需要の算定

$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

1測定当たりの費用      人口・面積等の単位      人口の多寡、気候等を考慮

【都道府県】	63種類	56種類	9種類
【市町村】	72種類	64種類	9種類

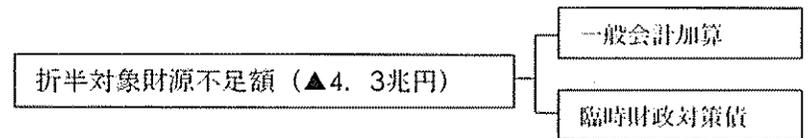
### 【基準財政需要の例】

・警察費	=	警察官一人当たりの費用	×	警察官の数	×	補正計数 (段階補正及び寒冷補正)
・教育費	=	教職員一人当たりの費用	×	教職員の数	×	補正計数 (態様補正及び寒冷補正)
・土木費	=	.....		.....		.....
・厚生労働費	=	.....		.....		.....
・公債費	=	.....		.....		.....
・〇〇費	=	.....		.....		.....
・▲▲費	=	.....		.....		.....
・××費	=	.....		.....		.....
・		.....		.....		.....
・		.....		.....		.....

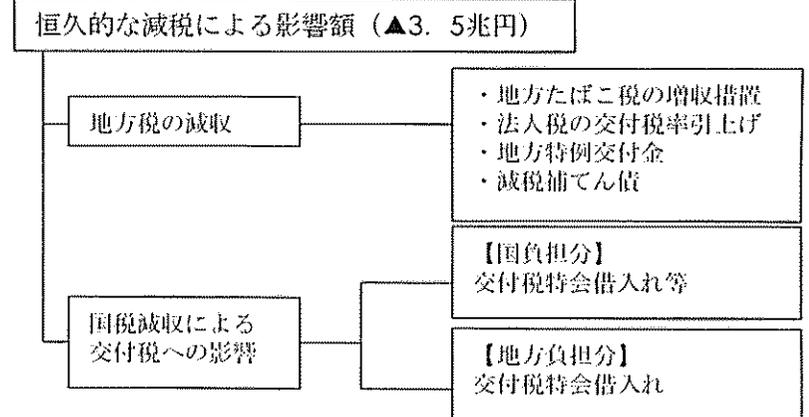
基準財政需要額 = 〇〇〇,〇〇〇円

## 現在の地財対策スキーム

### 1. 通常収支に係る補てん措置



### 2. 恒久的な減税影響額に係る補てん措置



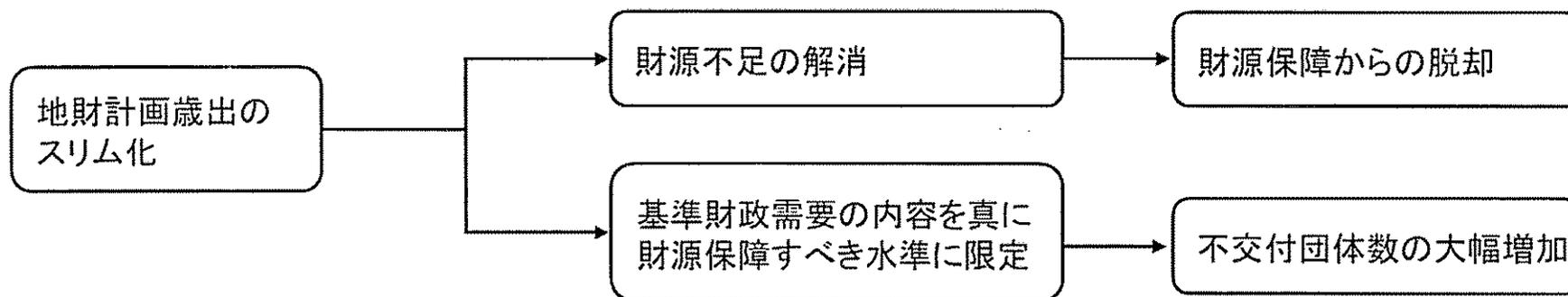
### 3. 15年度税制改正による減収に係る補てん措置



# 「自立」

歳入歳出差額補てんを行っている現行の交付税の財源保障から脱却し、地方の財政健全化と自立を促す。

- 歳入と歳出の差額を補てんする交付税の財源保障機能は、歳出拡大に対する地方の負担感を希薄化し、国への財政的依存と地方歳出及び交付税の肥大化を招いている。
- このため、地方公務員給与や単独事業など地財計画における歳出をスリム化することにより、地方財源不足(4.3兆円)を解消して地方財政を健全化するとともに、交付税総額を抑制して財源保障機能を縮小し、自治体の財政運営に自助努力を促す。将来的には、財源保障機能を廃止

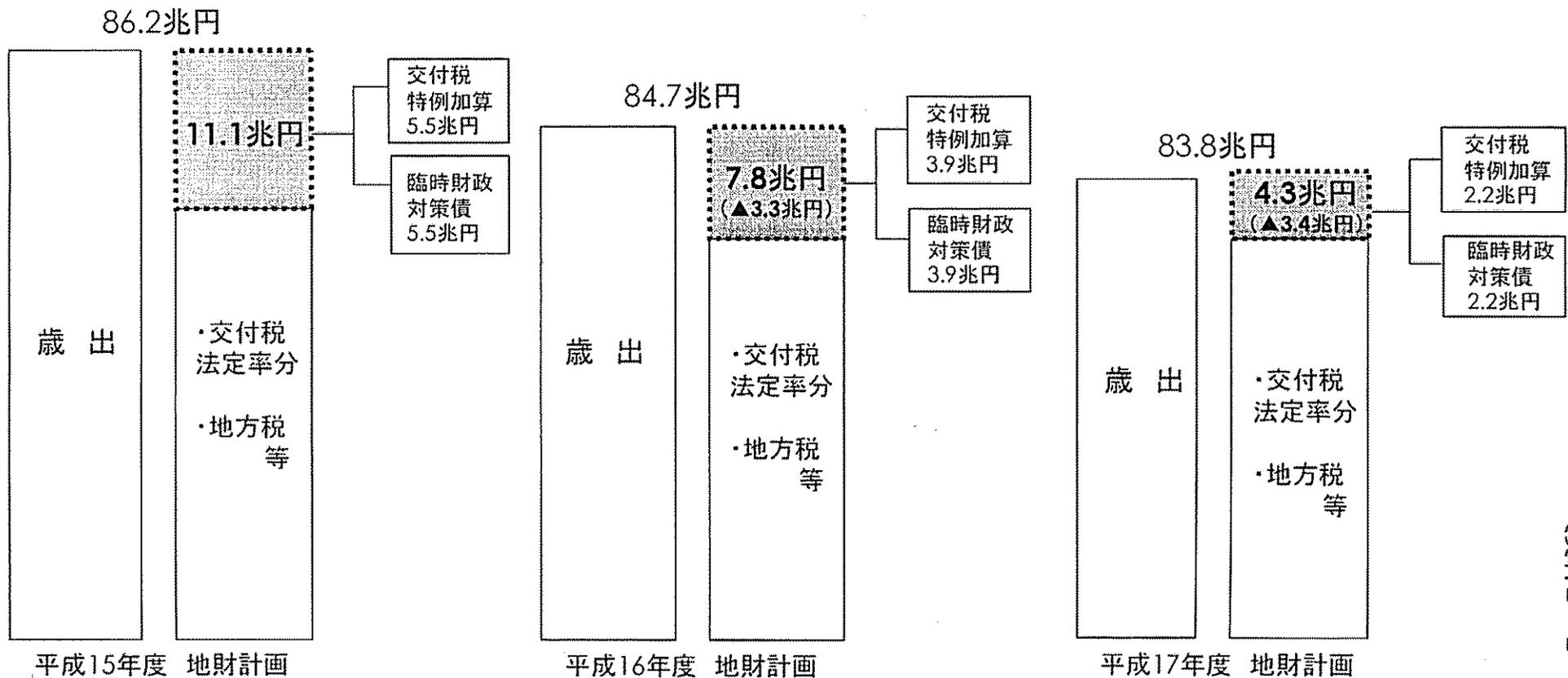


- 地方債についても、18年度からの協議制移行を踏まえ、自立的な地方債発行制度を整備

# 中期的な地財計画歳出のスリム化

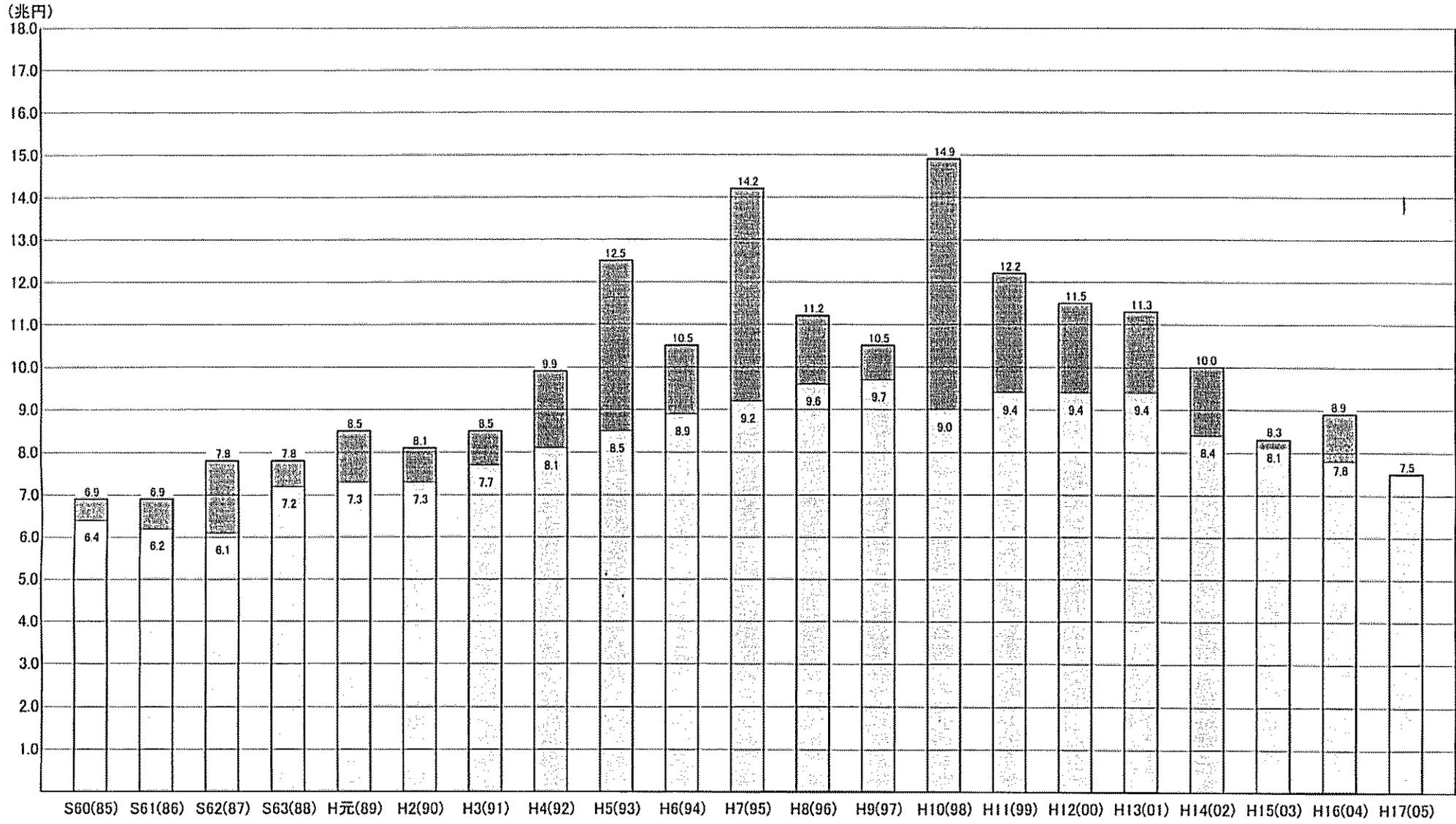
- ↓ 早急に折半対象財源不足を解消することとし、地財計画歳出を18年度からスリム化
- ↓ 地方自治体に歳出スリム化を促すとともに、予見可能性を確保するため、**交付税特例加算を計画的に縮減・解消**。交付税への依存から脱却

## 地財計画歳出のスリム化と地方財源不足縮減の推移



## 公共事業関係費の推移

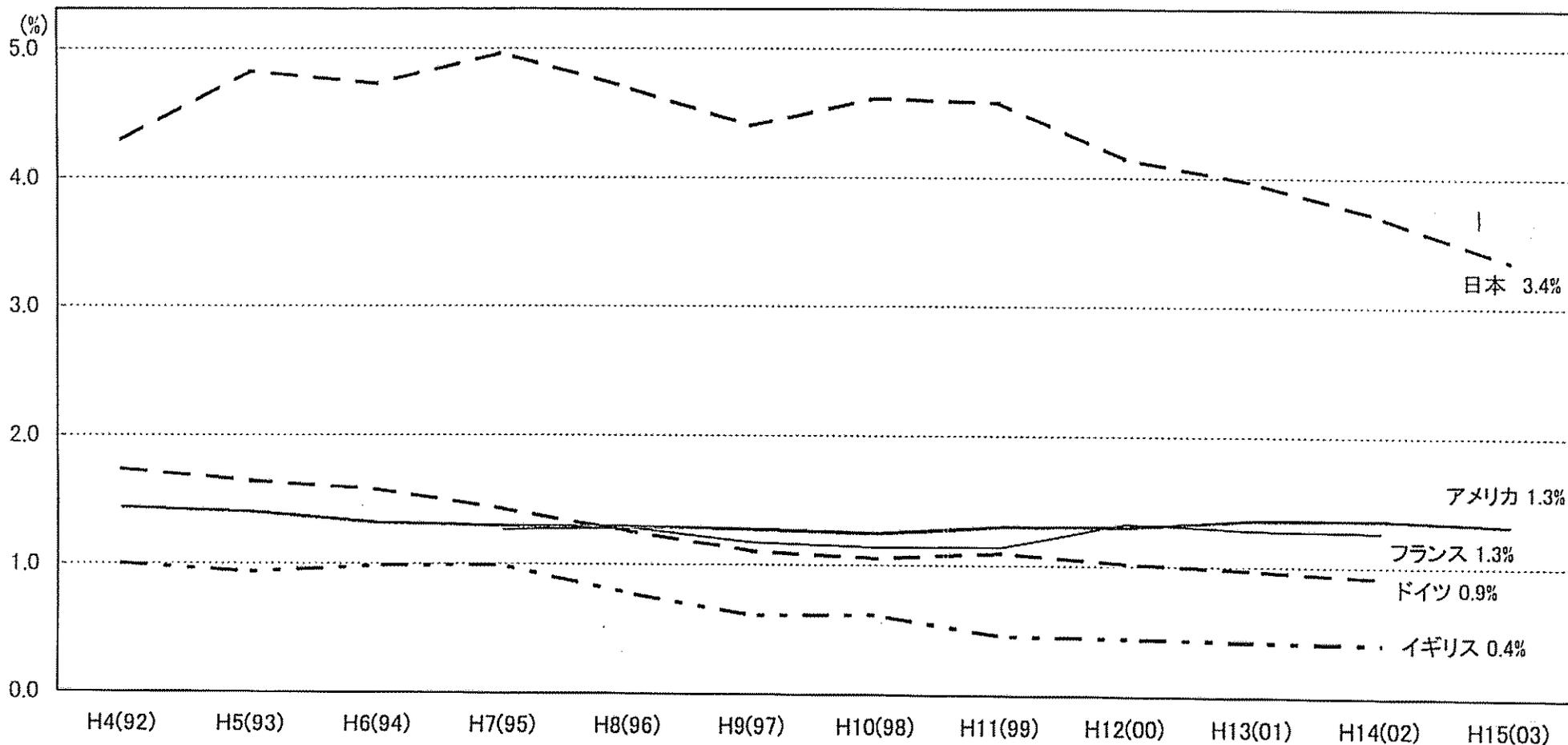
当初  
 補正



(注1) 上記の計数はNTT-B(15'当初予算における改革推進公共投資追加貸付金を除く)を含み、NTT償還時補助及びNTT償還時貸付金を除く。  
 (注2) 13年度2次補正における一般会計と産業投資特別会計の重複計上分を除く。

(年度)

## 一般政府総資本形成(うち公共事業相当分)の対GDP比の推移



(出典) 1.日本:国民経済計算年報(年度ベース)  
 2.アメリカ:商務省/National Income and Product Accounts  
 3.その他:OECD/National Accounts2004

(注) 1.公共事業関係費相当分の試算は、SNAの「政府の機能別分類」(COFOG:Classification of Functions of Government)のうち、分類04経済業務、分類05環境保護、分類06住宅・地域アメニティに属する事業を公共事業に相当するものとして試算。ただし、アメリカは独自統計NIPAによるCOFOG類似の分類のうち、経済業務及び住宅・地域サービスに属する事業で試算。(COFOGの環境保護に属するものの多大部分は、NIPAでは住宅・地域サービスに含まれる)  
 2.EU諸国は、一般政府に一般政府在庫品増加を加えた一般政府総資本形成の内訳。  
 3.アメリカは、公的企業の投資及び軍事兵器等を含めた政府総投資の内訳。

## 社会資本整備の進捗

		90年(平成元年度)	04年(平成16年度)	90年比	
治水事業	ダムの数 (数)	313	454	145.0	
	治水容量 (百万m <sup>3</sup> )	3,143	5,848	186.1	
	開発水量 (億m <sup>3</sup> /年)	118.6	206.3	173.9	
	水害区域面積 (ha)	53,558 ※85年~94年平均	26,547 ※95年~03年平均	49.6	
	被害家屋数 (棟)	82,787 ※85年~94年平均	51,023 ※95年~03年平均	61.6	
治山事業	山地災害防止機能等が確保された集落数 (千集落)	29 ※推計値	49 ※推計値	169.0	
	山地災害発生件数 (件)	5,539 ※85年度~94年度平均	3,755 ※95年度~04年度平均	67.8	
道路事業	道路延長 (高規格幹線道路) (km)	4,862	8,730	179.6	
	改良済延長及び改良率 (一般道路) (千km,%)	517 (46.6)	662 (56.3)	128.0	
	歩道設置延長 (km)	104,486	152,175 ※平成14年	145.6	
	高規格幹線道路カバー率 ※人口(1時間以内) (%)	92 ※平成4年	96 ※平成14年	104.3	
	交通容量台キロ (百万台* <sub>10</sub> /12h)	1,215 ※平成2年	1,542 ※平成11年	126.9	
	混雑度(市町村道を除く) ※混雑度1.0~1.5は朝夕ピーク時に渋滞、1.5以上では1日中渋滞	都市高速道路	0.92	0.81	88.0
		一般道路	0.79	0.76	96.2
渋滞発生回数 ※首都圏(主要22地点) (回/年)	15,309	11,192 ※平成14年	73.1		
港湾整備事業	重要港湾の岸壁数 (公共岸壁)	7	51	728.6	
		水深14m以上			
空港整備事業	空港数	97	117	134.5	
	ジェット化空港数 (原則2,000m以上の滑走路)	46	62	134.8	
住宅対策事業	総住宅戸数 (千戸)	42,007 ※88年	53,891 ※03年	128.3	
	公営住宅戸数 (千戸)	1,990 ※88年	2,169 ※03年	110.0	
	世帯数 (千世帯)	40,670	46,782 ※00年	115.0	
下水道事業	総管きょ延長 (万km)	17.4	35.9 ※03年	206.3	
	下水道処理人口普及率 (%)	42	66.7	158.8	
	汚水処理人口普及率 (%)	62 ※97年	77.7	125.3	
	高度処理人口普及率 (%)	2	12	600.0	

		90年(平成元年度)	04年(平成16年度)	90年比	
水道事業	水道普及率 (%)	94.4	96.9 ※平成15年度	102.6	
	給水人口(上水道) (千人)	116,379	123,753 ※平成15年度	106.3	
	給水制限影響人口 (千人)	4,494 ※85年~94年平均	1,835 ※95年~03年平均	40.8	
廃棄物処理事業	焼却可能処理能力 (千t/日)	168	199 ※平成14年度	118.5	
	埋立処分残余年数 (年)	8.0	13.1 ※平成14年度	163.8	
都市公園事業	都市公園	箇所数 (箇所)	57,139	86,719 ※平成15年度	151.8
		1人当り公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	5.8	6.7 ※平成15年度	150.0
	全国都市公園運動施設数	陸上競技場 (施設数)	515	718 ※平成15年度	139.4
		体育館 (棟)	498	829 ※平成15年度	166.5
自治体公園事業	ビジターセンター (施設数)	60	88	146.7	
農業農村整備事業	整備済み農地面積 (万ha)	253	317 ※平成13年度	125.3	
	基幹的農業水路延長 (万km)	3.8 ※昭和61年度	4.5 ※平成13年度	119.5	
	農道 (万km)	4.5	6.2 ※平成15年度	137.8	
	農業就業人口 (万人)	482	362 ※平成15年度	75.1	
	耕地面積 (万ha)	528	471	89.2	
森林整備事業	森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)	132.5	170.6 ※02年度	128.8	
	林道総延長 (km)	114,146	130,059	113.9	
	林業就業者数 (千人)	108	67 ※00年度	62.0	
水産基盤整備事業	使用可能延長 (km)	786 ※92年	910 ※00年度	115.6	
	沿岸漁場の整備面積 (km <sup>2</sup> )	13,067	16,074 ※01年度	123.0	
	漁業生産量 (千トン)	11,913	5,880	49.4	

## 義務教育に関する財政支出の状況

## ①小中学校に対する公教育費支出の状況

	平成元年	平成14年	元年→14年
児童生徒数(小中学校) (A)	1,488万人	1,072万人	△ 28%
公教育費(小中学校費) (B)	8.6兆円	9.5兆円	+ 11%
(B)／(A)	57.8万円	88.5万円	+ 53%

(注1) 公教育費については、債務償還費を除く。

(注2) 地方教育費調査(平成15年度版)他文部科学省より

## ②義務教育費国庫負担金の状況

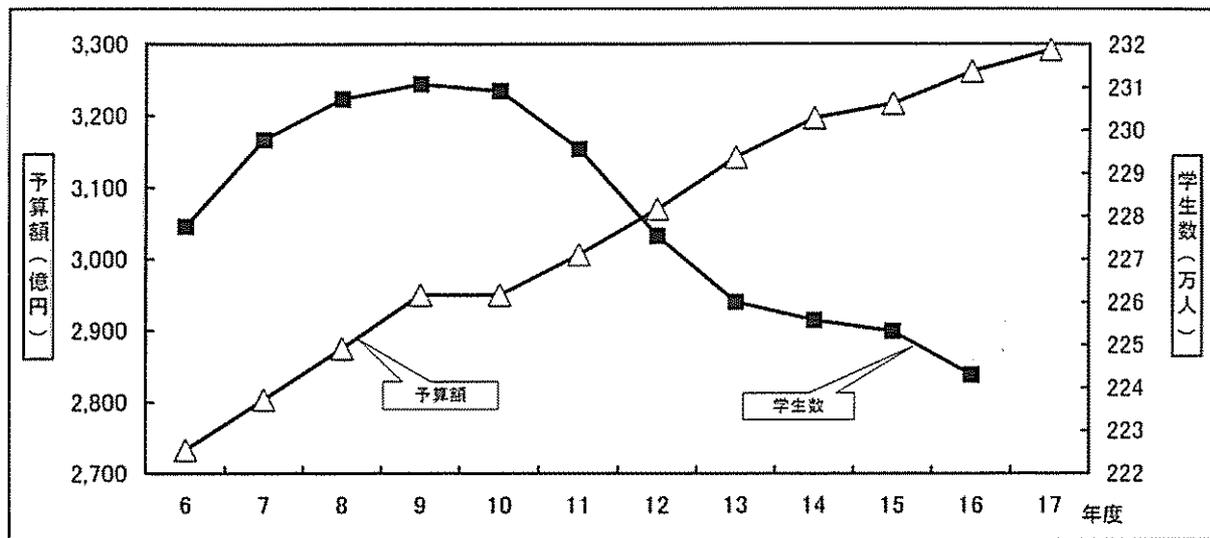
	平成元年	平成16年	元年→16年
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,048万人	△ 30%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆0,025億円	2兆5,128億円	+ 25%
(B)／(A)	13.5万円	24.0万円	+ 78%
教職員定数	76.2万人	70.3万人	△ 8%

(注)元年度の予算額からは、共済費長期給付、公務災害補償基金負担金、児童手当及び退職手当を除いている。

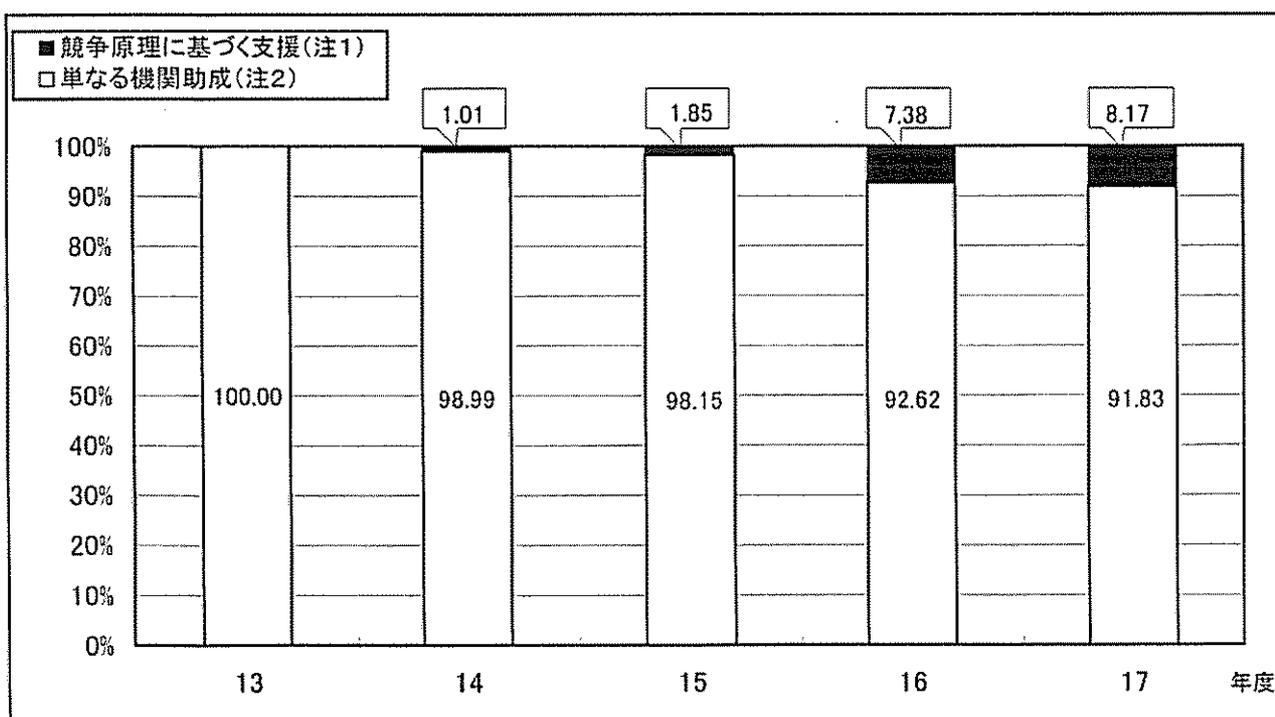
### 私立大学等経常費補助予算と学生数の推移

(単位: 億円)

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
私立大学等 経常費補助	2,733.5	2,803.5	2,875.5	2,950.5	2,950.5	3,006.5	3,070.5	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5
対前年度 増△減額	+78.0	+70.0	+72.0	+75.0	±0.0	+56.0	+64.0	+72.0	+55.0	+20.0	+45.0	+30.0



### 国の高等教育向け公財政支出の状況



(注1): 国立大学法人特別教育研究経費+国公立大学を通じた競争的支援

(注2): 私立大学等経常費補助金+国立大学法人特別教育研究経費を除く国立大学法人運営費交付金

# 一般歳出、科学技術関係経費と科学技術振興費の推移

[資料Ⅱ-4-3]

(単位：億円、%)

年 度	一 般 歳 出		科学技術関係経費		科学技術振興費		科振費の 一般歳出比
		伸 率		伸 率		伸 率	
元	340,805	3.3	18,152	5.8	4,487	7.5	1.3
2	353,731	3.8	19,209	5.8	4,760	6.1	1.3
3	370,365	4.7	20,226	5.3	5,080	6.7	1.4
4	386,988	4.5	21,347	5.5	5,487	8.0	1.4
5	399,168	3.1	22,663	6.2	5,954	8.5	1.5
6	408,548	2.3	23,585	4.1	6,373	7.0	1.6
7	421,417	3.1	24,995	6.0	6,856	7.6	1.6
8	431,409	2.4	28,105	—	7,600	10.8	1.8
9	438,067	1.5	30,026	6.8	8,506	11.9	1.9
10	445,362	1.7	30,322	1.0	8,930	5.0	2.0
11	468,878	5.3	31,567	4.1	9,682	8.4	2.1
12	480,914	2.6	32,843	4.0	10,328	6.7	2.1
13	486,589	1.2	34,685	—	11,208	8.5	2.3
14	475,472	△2.3	35,444	2.2	11,832	5.6	2.5
15	475,922	0.1	35,974	0.3	12,298	3.9	2.6
16	476,320	0.1	36,084	0.3	12,841	4.4	2.7
17	472,829	△0.7	35,785	△0.8	13,170	2.6	2.8

- (注) 1. 平成10年度以降の「一般歳出」は産業投資特別会計繰入れを含めたベース。  
 2. 科学技術関係経費は、科学技術振興に寄与するものとして文部科学省が独自に集計しているもので、平成17年度については速報値。  
 3. 科学技術関係経費については、科学技術基本計画の策定に伴い、平成8年度及び平成13年度以降対象経費の範囲が見直されている。  
 4. 科学技術振興費は、主として科学技術振興を図るために必要なものとして一般会計に計上される経費。

[資料Ⅱ-4-4]

## 総合科学技術会議による科学技術関係施策の優先順位付けの結果

【項目数 (%)】

(総合科学技術会議とりまとめ)

	S	A	B	C	計
17年度	25 (9%)	120 (44%)	105 (38%)	25 (9%)	275
16年度	32 (16%)	91 (46%)	59 (30%)	16 (8%)	198
15年度	90 (29%)	129 (41%)	66 (21%)	27 (9%)	312

【要求・要望額に占める比率】

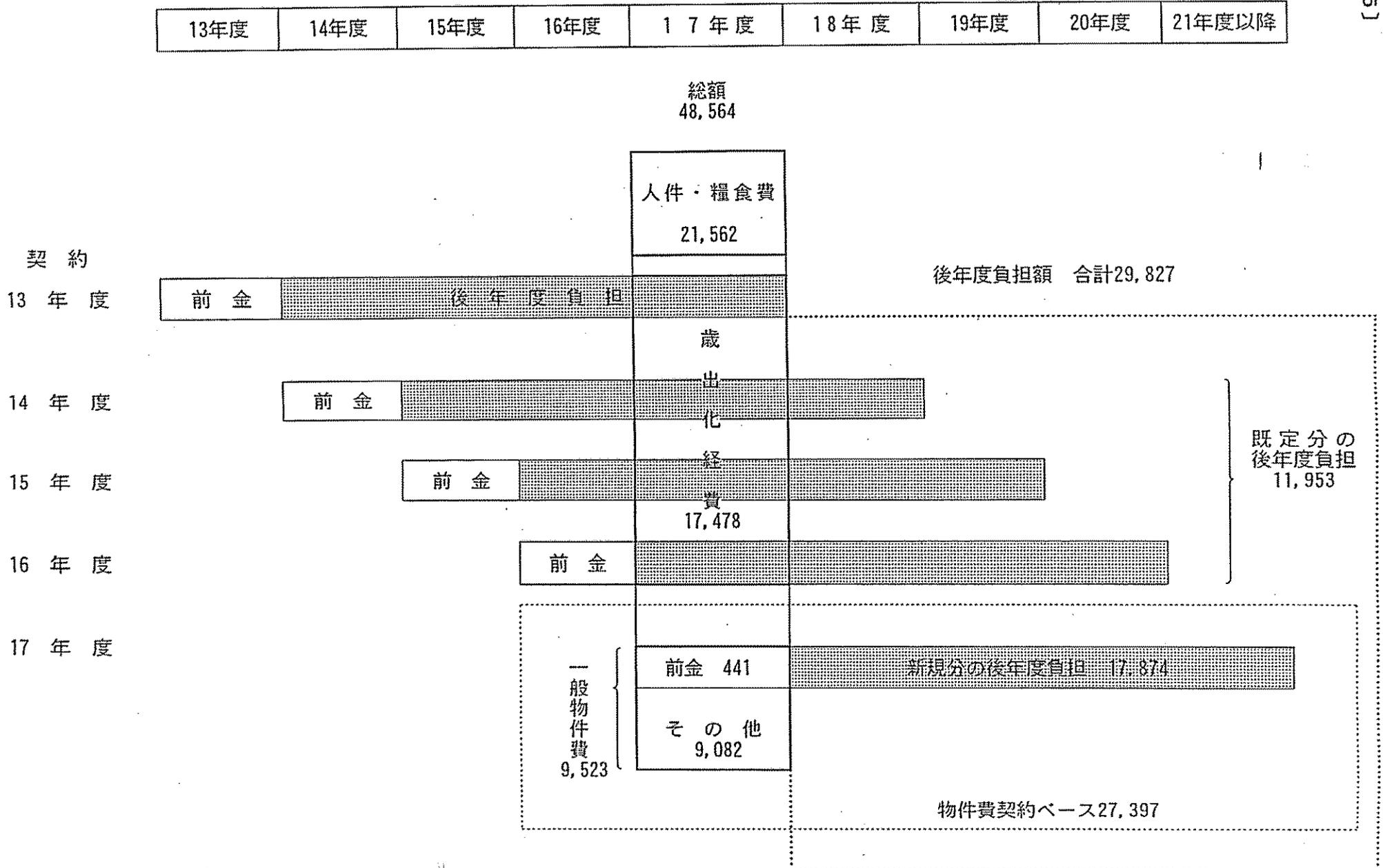
(総合科学技術会議とりまとめ)

	S	A	B	C
17年度	36%	36%	15%	12%
16年度	45%	43%	9%	3%

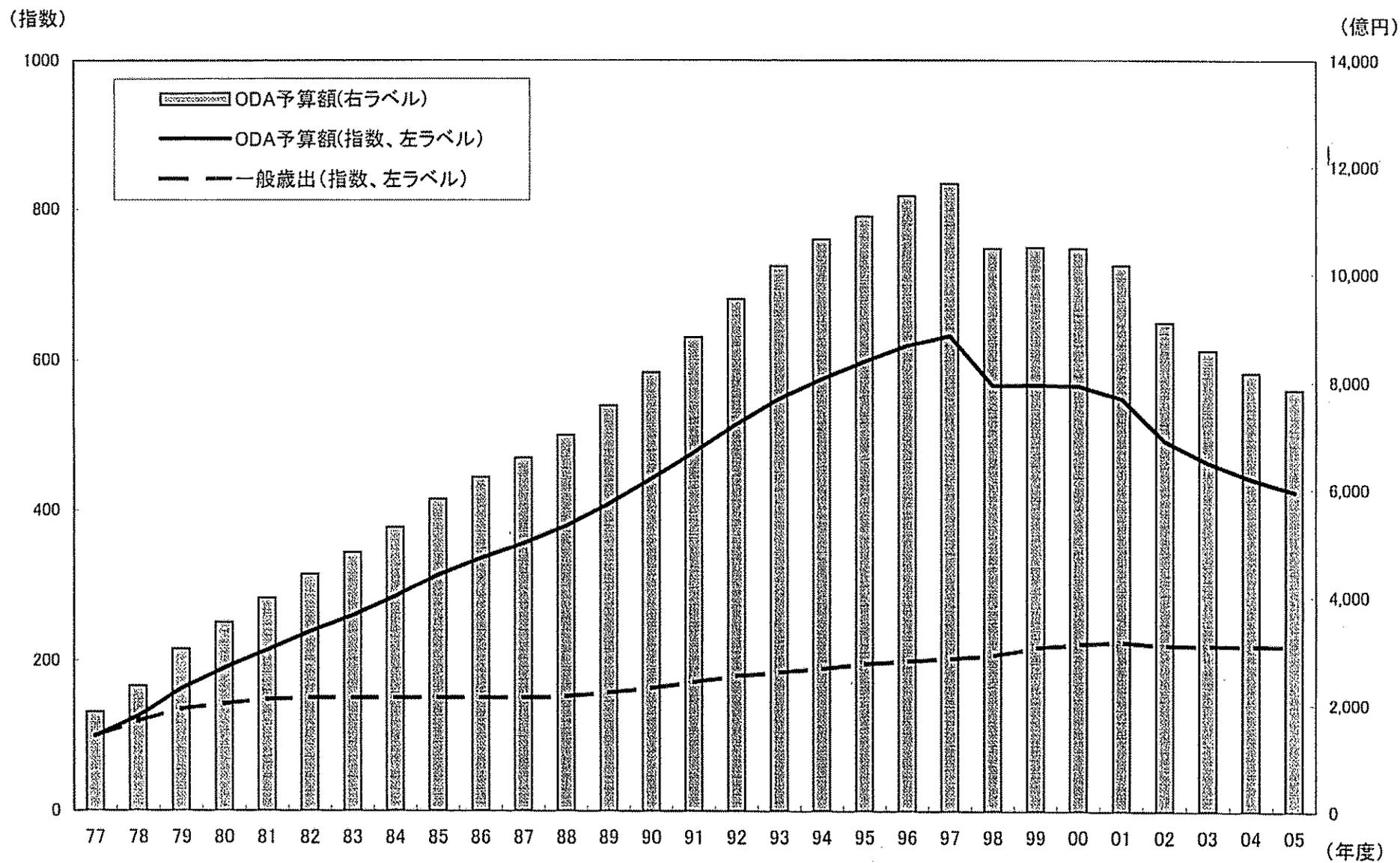
17年度防衛関係費の構造（SACO関係経費を含む）

【資料Ⅱ-5】

（単位：億円）



# 我が国の一般会計ODA予算の推移



※指数は、77年度(第一次ODA中期目標の基準年度)を100とした場合の当初予算額

(参考)

(単位:億円)

国連分担金	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
通常予算分	224	262	393	373	386
PKO分担金	571	534	327	869	—

※ 各国分担率: 日19.5%、米22.0%、独8.7%、英6.1%、仏6.0%、中2.1%

(GDP: 日4296、米11004、独2405、英1796、仏1759、中1410(10億ドル))

# 新たな農政の展開方向について

## 食料・農業・農村基本計画のポイント

平成17年3月25日閣議決定

### 1 食料自給率の目標

- ＜カロリーベース＞ ・ 基本的には5割以上を目指す。当面の目標：平成15年度40% → 平成27年度45%
- ＜生産額ベース＞ ・ 野菜、果実、畜産物等の生産活動を適切に反映する指標として新たに目標化
  - ・ 当面の目標：平成15年度70% → 平成27年度76%

### 2 農業の構造改革の推進

- ・ 幅広い農業者を対象とした現行政策を見直し、やる気と能力のある担い手に施策を集中化・重点化
- ・ 一定の要件を満たした担い手を対象とする経営安定対策(直接支払)を導入(平成19年産から)
- ・ 我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換するとともに、農地・農業用水等の保全管理活動を促進

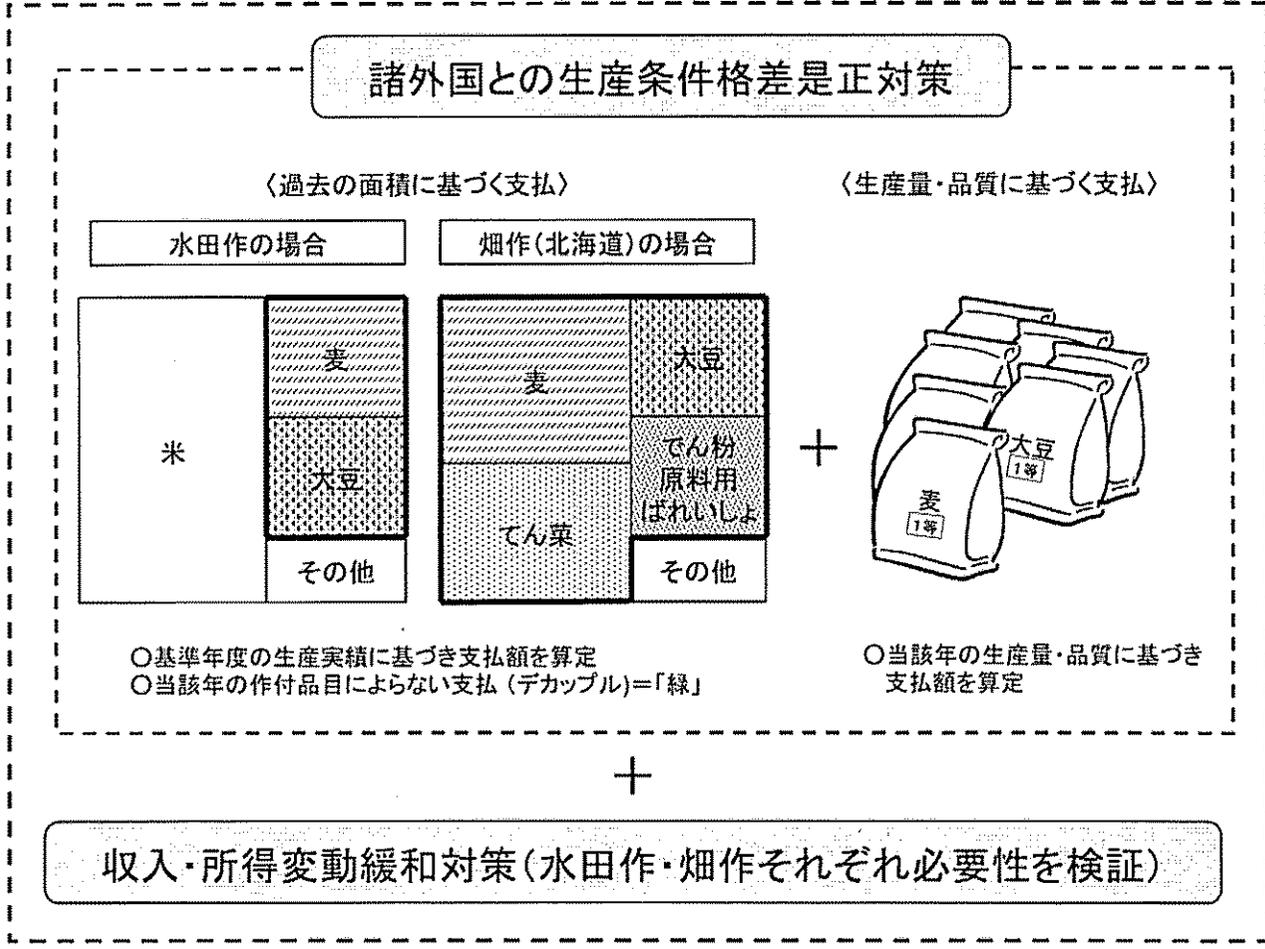
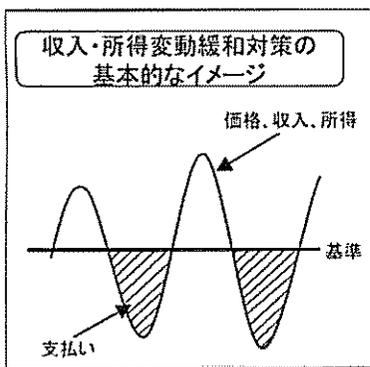
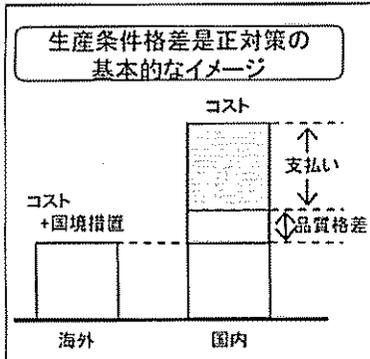
### 3 輸出、バイオマスなどの取組の推進

- ・ 我が国農産物等の品質の良さをアピールし、海外への輸出を本格化
- ・ 資源作物を含めたバイオマスの利活用(熱・エネルギー・素材等)を促進

### 4 消費者重視の食料供給・消費システムの確立

- ・ 科学的知見を踏まえた安全性確保の徹底、原料原産地表示の対象品目の拡大、トレーサビリティ導入の促進
- ・ 国民運動としての「食育」や「地産地消」を推進

# 品目横断的政策のイメージ



【緑の政策】

- ・生産に関連しない直接支払い
- 〔過去の生産実績で支払額が固定化〕
- ・生産に対し抑制的
- ・現状の農業構造を固定化するおそれ

【日本型直接支払い】

||

国際規律への対応と日本農業の課題への対応との両立

- ①構造改革の推進
  - 〔規模拡大へのインセンティブ付与〕
- ②モラルハザードの防止
  - 〔生産性、品質が評価され、環境配慮等、営農面での責務が明確な仕組み〕
- ③需要に応じた生産の確保

※ 米の取扱い

- 関税により価格水準が維持されているため、生産条件格差是正対策については、現状では空振り。
- 収入・所得変動緩和対策については、米政策改革の進展等を踏まえ取扱いを検討。

# 農地・農業用水等のストックの状況

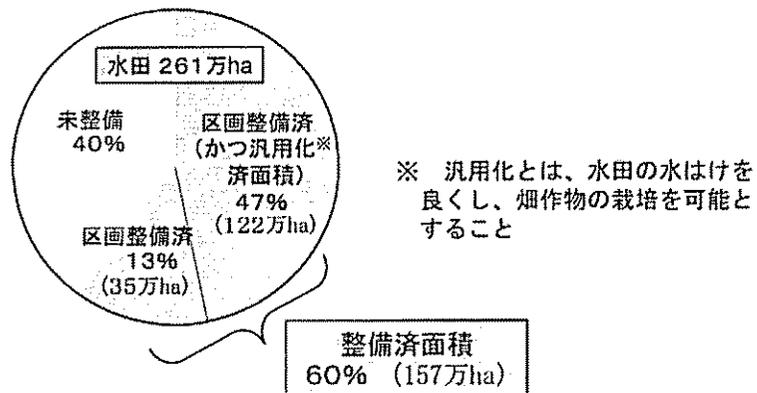
- 全国の水田の整備率は60%、畑地の整備率は74%、農業用水路の延長は約40万km、ダム等基幹的水利施設は約7千カ所。
- 農業水利施設については、今後、更新時期を迎える施設が増加する見込み。

## 農地ストックの形成状況

## 農業水利ストックの現状

## 農業水利ストックの資産価値

### 水田整備の状況

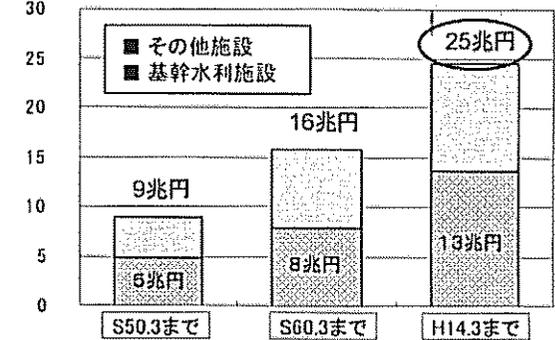


資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計」による推計(1114)

農業用水路	約40万km (地球約10周分)
うち基幹的水路	約4万5千km
基幹的施設 (ダム等)	約7千カ所

注:基幹的農業用排水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路

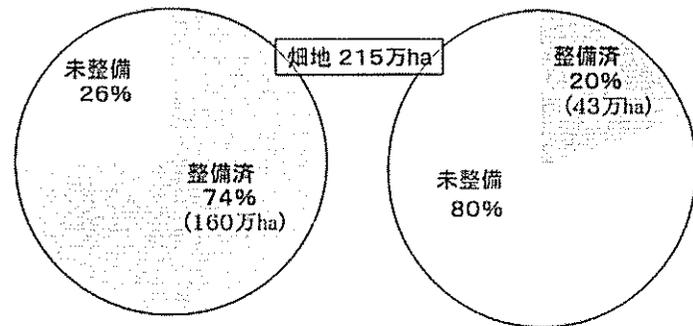
(兆円)



注1:農業水利施設の再建設費ベースによる評価算定。  
注2:基幹水利施設は、受益面積100ha以上の規模。

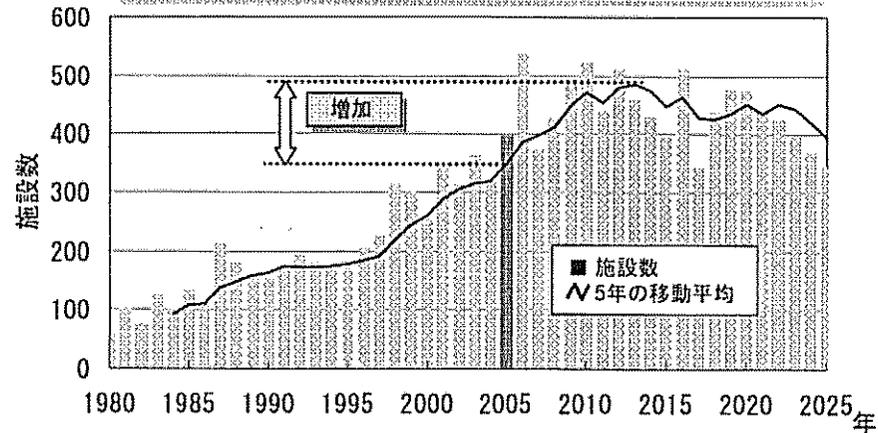
### 畑地整備の状況

幹線・末端農道の整備状況 畑地かんがい施設の整備状況



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「土地利用基盤整備基本調査」、「農用地建設業務統計」による推計(1114)

### 耐用年数を迎える農業水利施設数の推移



注1:基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設  
注2:上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成  
資料:「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による推計(平成14年3月時点)

# 京都議定書目標達成計画の骨子

## 目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

## 基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

## 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標

区 分	目 標		2010 年度現状対策ケース(目標に比べ+12%*)からの削減量  ※2002 年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の経路による削減を見込んだ2010 年見込み
	2010 年度 排出量 (百万t-CO2)	1990 年度 比(基準年 総排出量比)	
温室効果ガス			
①エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲1.2%

\*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

## 目標達成のための対策と施策

### 1. 温室効果ガスごとの対策・施策

#### (1) 温室効果ガス排出削減

- ①エネルギー起源CO<sub>2</sub>
  - ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
  - ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO<sub>2</sub>型に変革する対策」
- ②非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
  - ・混合セメントの利用拡大 等
- ③メタン
  - ・廃棄物の最終処分量の削減 等
- ④一酸化二窒素
  - ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等
- ⑤代替フロン等3ガス
  - ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

#### (2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

#### (3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

### 2. 横断的施策

- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- 排出量の算定・報告・公表制度
- ポリシーミックスの活用  
(※環境税等も検討)

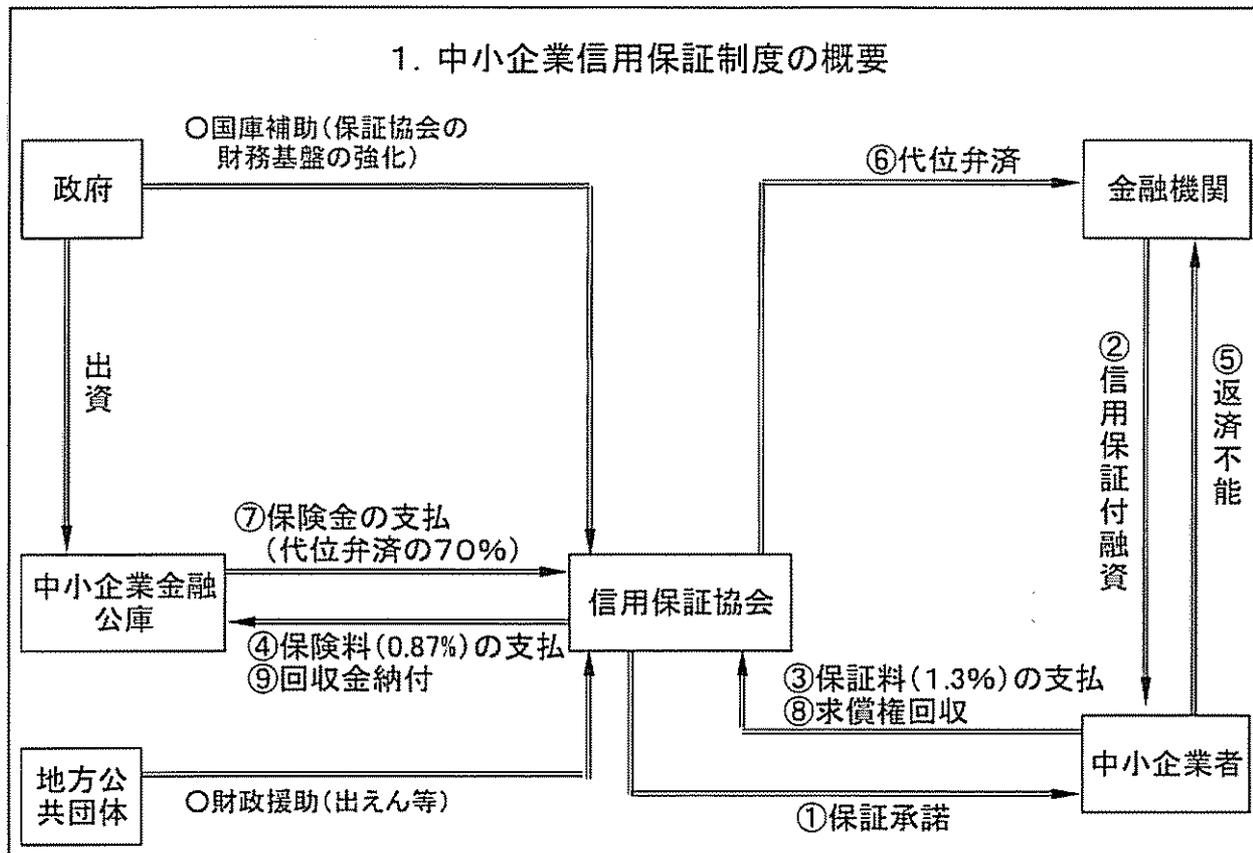
### 3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

## 推進体制等

- 毎年 of 施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し
- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

## 中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のてん補率及び保証料は、普通保証のケース  
 保険料、保証料率は、15年4月よりそれぞれ 0.57%→0.87%、1%→1.3%に改定している。

## 2. 中小企業金融公庫 中小企業信用保険・融資事業に係る収支状況

(単位:億円)

		12年度	13年度	14年度	15年度
保険収支	一般分	▲ 1,896	▲ 2,333	▲ 2,649	▲ 2,006
	うちセーフティ ネット保証分	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213
	特別分	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318
	計	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324
その他収支等		▲ 221	▲ 158	▲ 35	227
損益		▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,098
保険準備基金残高		10,009	5,754	3,713	592

(注) 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

## 民間委託の活用等について

[法務省]

平成16年度

平成17年度

(単位:人)

矯正施設

	212
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	74
矯正施設正門警備業務	18
矯正施設運転業務	29
通訳業務	14
女子施設警備業務	3

	617
総務系(庶務)業務	74
総務系(用度)業務	74
矯正施設正門警備業務	72
矯正施設運転業務	43
通訳業務	14
女子施設警備業務	7
運動場等監視業務	33
差入窓口受付業務	29
領置倉庫維持管理業務	17
保安事務処理業務	33
書信事務処理業務	56
被収容者管理システム入力業務	10
医療事務補助業務	12
被収容者放り込み業務	24
総合警備システム監視卓業務	51
構外巡回業務	68

入管施設

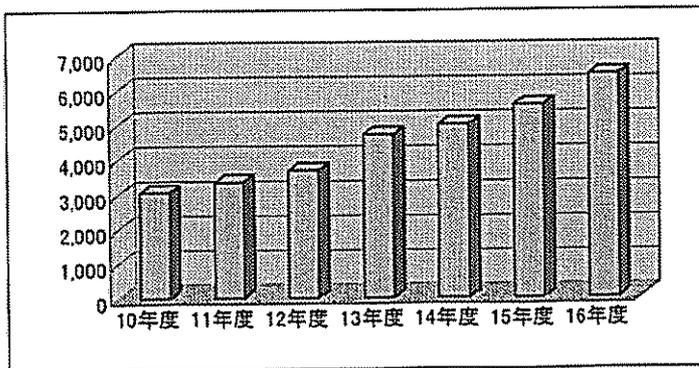
	21
収容場監視業務	16
自動車運転業務	5

	45
収容場監視業務	21
自動車運転業務	6
執行関係業務	9
在留資格審査窓口業務	9

- (注1) 民間委託の対象業務・人員の拡充等により、平成17年度予算では、例えば、矯正業務について約8億円の経費を効率化。  
 (注2) 刑務所施設建設・運営については、PFI方式を活用(1号(山口県美祢市)、2号(島根県旭町))。  
 (注3) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、矯正業務については、平成17年度に「市場化テスト」を実施予定。

[警察庁]

- ① 放置違法駐車取締の民間委託  
道路交通法改正により平成18年度より実施。
- ② 退職警察官の活用  
○ 活用人数の推移



10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
3,067	3,353	3,696	4,724	5,020	5,565	6,451

○ 職種別内訳

(単位:人)

活用業務	15年4月	16年4月
交番相談員	2,239	2,881
警察安全相談	599	642
車庫証明業務	332	337
駐車取締支援要員	264	262
運転免許業務	187	211
交通安全教育・各種講習業務	103	113
その他	1,841	2,005
合計	5,565	6,451

裁判官、検察官の給与等について

報酬・俸給月額	裁判官報酬区分	検察官俸給区分	裁判官 (人)	検察官 (人)	備 考	
2,227,000円	最高裁長官		1		内閣総理大臣、両院議長	
1,626,000円	最高裁判事	検事総長	14	1	国务大臣、会計検査院長、人事院総裁	
1,557,000円	東京高裁長官		1		内閣法制局長官、公正取引委員会委員長	
1,442,000円	その他の高裁長官	東京高検検事長	7	1		
1,328,000円		次長検事 その他の検事長		8	検査官(会計検査院)、人事官(人事院)、内閣危機管理監	
1,318,000円	判事特		24			
1,301,000円	判事1	検事1	212	57	事務次官、会計検査院事務総長	
1,146,000円	判事2	検事2	221	81	外局長官、会計検査院事務総局次長	
1,069,000円	判事3	簡判事特	318	157	重要局長、国立がんセンター総長	
906,000円	判事4	簡判事1	201	110	外局の次長	
783,000円	判事5	簡判事2	290	107		
704,000円	判事6	簡判事3	359	147		
636,000円	判事7	簡判事4	360	566		
573,000円	判事8	検事8	83	67		
479,000円		簡判事5		副検事2	1	125
459,900円	判事補1	簡判事6	検事9	副検事3	180	264
422,700円	判事補2	簡判事7	検事10	副検事4	89	160
393,400円	判事補3	簡判事8	検事11	副検事5	79	115
368,000円	判事補4	簡判事9	検事12	副検事6	77	85
342,200円	判事補5	簡判事10	検事13	副検事7	135	138
324,300円	判事補6	簡判事11	検事14	副検事8	3	1
303,500円	判事補7	簡判事12	検事15	副検事9	96	83
292,200円	判事補8	簡判事13	検事16	副検事10	107	74
265,800円	判事補9	簡判事14	検事17	副検事11		
256,300円	判事補10	簡判事15	検事18	副検事12	100	75
241,000円	判事補11	簡判事16	検事19	副検事13		
232,000円	判事補12	簡判事17	検事20	副検事14		
218,200円				副検事15		
205,300円				副検事16		
計			2,958	2,422		

(注1) 裁判官、検察官の人数は、平成16年7月1日現在の給与実態調査によるもの。

(注2) 裁判官、検察官は、司法修習終了後、約10年間で判事8号、検事8号に任官する(実績ベース)。

## 「平成18年度予算編成の基本的な考え方について」のポイント

我が国財政は、平成17年度末の公債残高が538兆円と見込まれるなど、その「信認」が問われている。国民の間に財政の持続可能性に対する懸念と将来への不安が強まれば、景気へも悪影響

### 【 I. 中長期的な我が国財政の在り方 】

#### 1. 財政健全化の必要性

- ・ 少子高齢化の進展に伴い貯蓄率の低下が見込まれる中で、政府が財政赤字を放置すれば、資金が円滑に民に流れるのを妨げ、また、リスクプレミアムの増大がもたらす金利上昇によって民間セクターに悪影響を与える可能性があり、我が国経済の持続的な成長が阻害される。更には、経常収支赤字も招き、我が国が「双子の赤字」に陥る危険性
- ・ 我が国の最大のリスクは財政赤字であり、不退転の決意で財政構造改革を推進する必要

#### 2. 財政健全化に向けた基本的考え方

- ・ 起草委員提出の「財政の長期試算」によれば、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、何らの財政構造改革努力が行われなければ、10年後には約24.9兆円に拡大。また、我が国財政の最大の課題である社会保障について、給付の伸びを経済成長率並みに抑制したとしても、基礎的財政収支赤字は依然として約20兆円の高い水準。従って、社会保障並びにその他全ての歳出分野における聖域なき歳出削減とともに、歳入面での改革も必要
- ・ 基礎的財政収支の黒字化はあくまで財政健全化の第一段階に過ぎず、相当程度の黒字を継続し、公債残高の対GDP比、更には残高そのものの引下げが必要

#### 3. 歳出改革への基本方針

- ・ 国家公務員の定員の一層の純減の確保、給与構造の基本的見直しの具体化等により、人件費の抑制・削減に努めるべき
- ・ 地方公務員給与の様々な問題については、情報公開を進め、給与水準の見直し、適正化に取り組む必要
- ・ 特別会計について、区分経理の必要性を含め、歳出・歳入両面にわたる徹底した見直しを推進
- ・ チェック・アクション機能を強化。執行実績を予算に適切に反映する取組みを強化

### 【 II. 各歳出分野における歳出改革の方策 】

#### 1. 社会保障

- ・ 給付と負担の規模を国民経済の「身の丈」にあったものに抑制（経済・財政のバランスを踏まえた社会保障給付費を管理する目標の設定等）
- ・ 医療は、次期制度改正において、食費・ホテルコスト等公的保険がカバーする範囲の抜本的見直し、薬価制度の見直し（後発品の使用促進）、高齢者の自己負担等の見直し、地域・保険者による医療費適正化、公的医療給付と経済・財政とのバランスの確保のための枠組み等の改革に取り組む
- ・ 介護は、制度改革の着実な実施、報酬改定における給付の効率化・適正化
- ・ 生活保護は、扶助基準・加算の見直し、医療扶助の適正化、国と地方公共団体の取組みによる適正化等
- ・ 次世代育成支援は、高齢者関係給付の見直し、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進等
- ・ 雇用は、労働移動支援・ミスマッチ解消等の観点から、事業評価に基づく事業の見直し・重点化等

#### 2. 地方財政

- ・ 地方行政における受益と負担の関係の明確化、住民のチェックを通じた自律的で効率的な自治体運営の実現の観点から、交付税の財源保障機能の縮小や総額の削減が重要
- ・ 地財計画歳出各項目の内訳・積算・実態を明らかにし、納税者・国民の視点に立って、真に財源保障すべきものに精査・限定
- ・ 複雑な交付税の仕組みを、簡素で、国民に分かり易い仕組みに改める
- ・ 歳入歳出差額補てんを行っている現行の交付税の財源保障から脱却し、地方の財政健全化と自立を促す

### 3. 公共事業

- ・ 平成18年度予算では、これまでの方針通り、引き続き、着実に抑制
- ・ 平成19年度以降は、公共事業の水準が諸外国と比べて依然として高いことを踏まえるとともに、整備水準の上昇、人口動態の変化、財政事情の悪化等を考慮し、更なる重点化・効率化
- ・ 道路特定財源については、厳しい財政事情の下で、プライマリーバランスの回復を図る観点からの財政資金の有効な活用が必要であり、今後、この点について、検討

### 4. 文教・科学技術

- ・ 義務教育費国庫負担制度については、教員給与の優遇や少人数学級編制等のための教職員の増員を教育水準の向上と同視するような発想は排し、関連法の廃止も含めた抜本的見直し、市町村や学校現場等の創意工夫を一層活かせるよう改革。
- ・ 高等教育の質的向上を促すため、私立大学等経常費補助や国立大学法人運営費など単なる機関補助を可能な限り縮減し、競争原理に基づく支援を活用。育英奨学事業については、適正な受益者負担の設定等により、制度の持続可能性の確保が急務。
- ・ 科学技術予算は、メリハリ付けの強化と評価結果の反映の徹底による質的向上が必要。次期科学技術基本計画は、投入目標から成果目標への転換や重点分野の更なる絞込みを図りつつ策定すべき。

### 5. 防衛

- ・ 防衛計画の大綱及び中期防を踏まえ、引き続き防衛の構造改革を推進
- ・ 新規の主要装備品等について、必要性、優先度を十分に精査し、その抑制を図るべき
- ・ 在日米軍駐留経費負担や基地周辺対策の見直し、効率化

### 6. 政府開発援助（ODA）

- ・ ODAの効率性等に対する国民の厳しい見方や深刻な財政事情に鑑み、これまでODA予算の縮減を図ってきたが、極めて厳しい財政事情の下、今後も量重視から質重視への考え方の転換を図りつつ、援助対象国の一層の重点化等による徹底した戦略的・効率化の取り組みを進め、予算の縮減に取り組んでいくべき。
- ・ 国連分担金等の国際貢献に関する財政支出が増加してきているが、厳しい財政事情に鑑み、これらの経費のあり方も厳しく見直すべき。

### 7. 農林水産

- ・ 水田作及び畑作につき、助成対象を効率性向上に取り組む相当規模の経営体（担い手）に集中する等、農政改革を推進
- ・ 農地、農業用水等について、既存ストックの有効活用に重点を置き、更新や保全管理を効率的に行うための仕組みを十分検討すべき

### 8. エネルギー対策

- ・ 地球温暖化対策問題への対応強化等が重要な課題となっているが、既存事業の実施状況を厳しく精査するとともに、各施策の事業効果や効率性等について徹底的な見直しを進め、事業の重点化・効率化を一層推進すべき。
- ・ エネルギー特別会計については、事業の執行実績等を厳しく検証しつつ、剰余金縮減を図るとともに特定財源制度を含む特会の在り方の検討を進めるべき。

### 9. 中小企業対策

- ・ 自助努力を行う中小企業への支援や企業再生支援に一層の重点化を図る。
- ・ 中小企業信用保険制度における部分保証の拡大を本年度中に実施するとともに、保険料の引上げについても、積極的に検討を推進。
- ・ 政策金融機関について、引き続きリスクに見合った金利設定等を行うことにより収支改善を図る。

### 10. 治安対策・司法制度改革

- ・ 治安関係部局について、過去の増員効果の検討、非治安部局も含めた一層のメリハリ付けのほか、民間委託等の費用対効果の検証も徹底し、治安関係要員全体として効率的かつ機動的な体制を整備。
- ・ 総合法律支援について、日本司法支援センターの常勤弁護士確保など、効率的な運営・体制作りを徹底。
- ・ 裁判官・検察官の給与等について、行財政改革の一層の推進が求められる中で、その見直しに取り組む必要。